民生福祉常任委員会記録 (議案分)

令和2年11月30日

【開催日】 令和2年11月30日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時~午後4時

【出席委員】

委 員	長	大 井 淳一朗	副委員長	水津治
委	員	河﨑平男	委 員	杉本保喜
委	員	松尾数則	委 員	矢 田 松 夫
委	員	吉 永 美 子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副 市 長	古川博三		
福 祉 部 長	兼本裕子	福祉 部次長	岩 佐 清 彦
福祉部次長	尾山貴子	国保年金課長	梅田智幸
国保年金課課長補佐	石橋啓介	国保年金課主査兼国保係長	伊 藤 佳和子
国保年金課主査兼年金高齢医療係長	岩壁寿恵	国保年金課収納係長	山 田 幸 生
高齢福祉課長	麻 野 秀 明	高齢福祉課主幹	大井康司
高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長	荒川智美	高齢福祉課主査	篠原紀子
高齢福祉課高齢福祉係長	古谷雅俊	高齢福祉課介護保険係長	藤永一徳
障害福祉課長	岡村敦子	障害福祉課課長補佐	松本啓嗣
障害福祉課障害福祉係長	三隅貴恵	子育て支援課長	長 井 由美子
子育て支援課主幹	別 府 隆 行	子育て支援課主査兼保育係長	野 村 豪
子育て支援課子育て支援係長	西村 真愛	社会福祉課課長補佐	増富久之
社会福祉課主査兼地域福祉係長	須 子 幸一郎		
市民部長	川﨑浩美	市民部次長	木 村 清次郎
文化スポーツ推進課長	石 田 恵 子	文化スポーツ推進課課長補佐	南 部 聡
文化スポーツ推進課スポーツ推進係長	三浦 裕		
病院事業管理者	矢 賀 健	病院局事務部長	國 森 宏
病院局事務部次長	和氣康隆	病院局総務課主幹	藤本義忠
病院局医事課主査	佐々木 秀 樹	病院局総務課経理係職員	岩本隆嗣
企 画 部 次 長	和 西 禎 行	企画課行政経営係長	福田淑子

【事務局出席者】

事 務 局 長	尾山邦彦	事務局主査	島 津 克 則
---------	------	-------	---------

【付議事項】

- 1 議案第107号 令和2年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算 (第4回)について
- 2 議案第111号 令和2年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予 算(第2回)について
- 3 議案第109号 令和2年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算(第 4回)について
- 4 議案第122号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整理に関する条例の制定について
- 5 議案第123号 山陽小野田市笑顔でこころをつなぐ手話言語条例の制定 について
- 6 議案第121号 山陽小野田市サッカー交流公園条例の制定について
- 7 議案第115号 令和2年度山陽小野田市病院事業会計補正予算(第2回) について
- 8 所管事務調査 病院事業報告について
- 9 議案第130号 山陽小野田市障害者支援施設等の指定管理者の指定について
- 10 議案第131号 山陽小野田市中央福祉センターの指定管理者の指定につ いて
- 11 議案第132号 山陽小野田市の児童館の指定管理者の指定について

午前9時 開会

- 大井淳一朗委員長 ただいまより民生福祉常任委員会を開会します。お手元の 審査日程に従って進めますので、委員会運営に御協力のほど、よろしく お願いします。まず始めに議案第107号、令和2年度山陽小野田市国 民健康保険特別会計補正予算(第4回)について、説明を求めたいと思 います。
- 梅田国保年金課長 それでは、議案第107号、令和2年度山陽小野田市国民 健康保険特別会計補正予算(第4回)について御説明します。今回の補 正の主なものは、令和元年度決算の歳計剰余金を基金に積み立てるほか、 決算を見込んでの調整になります。最初に予算書の1ページをお願いし ます。歳入歳出とも1億2,961万8,000円を追加し、総額を7 5億9,665万7,000円とするものです。それでは、歳出から御 説明します。10ページ11ページをお願いします。下段、6款1項1 目基金積立金では1億2,961万8,000円増額しています。この 主な財源は、令和元年度決算の歳計剰余金となります。今回の積立てに より今年度末の基金残高見込みは9億7,426万9,457円となり ます。基金の活用につきましては、国保料の料率を安定させるために活 用することに特に重点を置きながら、医療費の削減にもつながる保健事 業にも積極的に活用していくこととしております。続きまして、歳入に ついて御説明します。ページは戻っていただき、6ページ、7ページを お願いします。上段、1款1項1目一般被保険者国民健康保険料を23 6万9,000円減額しています。これは、新型コロナウイルス感染症 を原因とする保険料の減免措置に伴う保険料収入の減少分のうち、国の 補助金の額が決定した部分について減額するものです。中段、4款1項 3目災害等臨時特例補助金を236万9,000円増額しています。こ れが、先ほど御説明しました新型コロナウイルス感染症を原因とする保 険料の減免措置に伴い、減少した保険料収入について国からの補助金に より補塡されるものです。下段、7款1項1目一般会計繰入金は、1節 保険基盤安定繰入金保険料軽減分で47万8,000円の減額、2節保 険基盤安定繰入金保険者支援分で147万6,000円の減額となって います。これらは、いずれも額の確定によるものです。また、6節その 他一般会計繰入金は国民健康保険負担軽減対策繰入金を261万1,0 00円増額しています。これは、県と市町が共同で実施しています福祉 医療費助成事業に伴う令和元年度の国庫負担金減額相当額と県の助成額 が確定しましたので、一般会計からの繰入金を調整するもので、国庫負

担金減額相当額を県と市の一般会計がそれぞれ2分の1ずつ負担し、国保特会に繰り入れするものです。県の助成額は市の一般会計で歳入されます。続いて、8ページ、9ページをお願いします。8款1項1目繰越金は令和元年度決算認定を受けて、1億2,896万1,000円増額するものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いします。

- 大井淳一朗委員長 執行部から説明を頂きました。まず歳出です。10ページ、 11ページの中で、皆さんの質疑を受けたいと思います。基金の積立て も含めてですが。
- 吉永美子委員 残としては9億7,426万9,457円を見込んでいるということで、確認ですが、どこまで積み立てるという考えでしたか。
- 梅田国保年金課長 積立てについては目標というのは特にないんですけども、 以前から御説明しておりますとおり、掛かる医療費の5%を最低でも確 保していたほうがいいというように、かつて国のほうで言われておりま したので、最低でもそのぐらいは残るような形で基金を活用していきた いというふうに考えております。
- 吉永美子委員 目標は特になく、国保料の安定ということは、以前もされましたけれども、少し下げるとかいうことを調整しながら、要は基金について、例えば極端な話ですけども、どんどんどんどん積み上げていって、50億まで行くよとかそういうことじゃなくて、目標はないけれども、様子を見ながら、要は市民の生活ですね、国保料が上がると苦しくなるということがあるわけじゃないですか。その辺を見極めながら、かといって、先ほど言われた最低の5%は切ってはいけないということで、課内でいろいろ協議しながら、安定を目指し、またプラス、いろんな事業を頑張っていくよという思いでおられるということで、何か10億ということが頭にあったんですけど、それは特にどこというところは見極めないということでよろしいですね。
- 梅田国保年金課長 おっしゃるとおりで、現在の国保料を維持するために、基金が割と毎年減っていっている状態ですので、更に積立てとなると、また国保料を見直すとか、そういったことにもなってまいりますので、今の段階ではコロナの影響で来年度以降もどのような形で歳出が増えてい

くかというのも分かりませんので、その辺の状況を見極めながら、判断したいというふうに思っています。基金につきましては、積立て目標が幾らというよりも、国保料を安定させるというところと疾病予防につながる事業に活用したいというふうに考えております。

水津治副委員長 医療費の5%相当額というのは、大体どのぐらいになるんで すか。

石橋国保年金課課長補佐 およそ3億円というふうに考えております。

- 大井淳一朗委員長 そのほか、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) それでは歳出は以上とします。歳入です。6ページ、7ページを取りあえず見ましょうか。
- 河﨑平男委員 7ページの災害等臨時特例補助金236万9,000円、コロナ感染症対策ということで、国からの補助金の補塡ということですよね。この内容というか、根拠はどのようになっているんですか。
- 伊藤国保年金課主査兼国保係長 災害等臨時特例補助金の申請根拠ですが、まず一弾として6月に申請しておりまして、6月の時点の実績に、ある程度予測の見込み値を掛けまして、年度内にどれぐらいになるかというのを予測しております。その10分の6ほどがこの補助金で交付されるということを国から聞いております。申請をしたところですが、実際、今回の236万9,000円というのは、約3割程度のものが決定額としてきております。また国のほうも再度、変更等はないですかということで変更の申請等もしておりますので、10分の6はこちらのほうで入れ、残りは調整交付金で入れるというアナウンスを受けておりますので、減額分についても全額は入ってこようかと思っております。
- 松尾数則委員 国保料、自分のことを考えてみても非常に高いんですよね。例 えば督促状を出されることもあると思うんですが、再度確認したいんだ けど、何件ぐらい督促状を出されて、どういう結果になったのかを教え てもらいたいなと思います。

山田国保年金課収納係長 手持ちの資料がございません。申し訳ございません。

- 松尾数則委員 いろいろ国保については法定内の繰入れとか法定外の繰入れと いうのはあるんじゃないか。予算を見て、その辺の内容がよく分からな いんですが、法定内の繰入れが何ぼでというのは分からないもんなんで すか。
- 梅田国保年金課長 現在、本市におきましては法定外の繰入れは行っておりません。というのも、国保の制度が県に一元化された以降は、法定外の繰入れについては解消することという意思を国が明確に表明されております。もともと本市については法定外がなかったもんですから、その状態をこれからも維持していくということになります。
- 松尾数則委員 ここにあるのは全て一般会計からの法定内の繰入れということ なんですね。それで、なおかつ10億近くも基金ができるわけだ。もう 少し何か考える手段があるかなという気もしなくもないんだけどね。

大井淳一朗委員長 松尾委員、どういう意図ですか。

- 梅田国保年金課長 それは保険料を下げられないかといったことですか。(発言する者あり) 現在、本市の保険料につきましては、県内でも低いほうに位置づけられております。ただ、保険料を今のレベルに抑えられているというのが、10億近く基金を持っておりまして、そこから補塡をしているというところが大きな要因になっております。これをもし下げるとなると、基金の繰入れをもっと増やさなければならない。そうしていくと、基金の減り方も多くなってしまいますので、いずれ基金が枯渇する時期においては、また保険料を上げなくてはいけないというような流れになってしまいますので、値下げができるような状況になれば、するほうがいいかと思いますけど、現状においては、値下げをすると、また将来的にすぐに値上げをしなければならないというような状況になりかねませんので、その辺りについては様子を見て、慎重に対応したいと考えております。
- 松尾数則委員 再度もう1回確認したいんだけど、基金も10億近く余っている。それは広域になったおかげだと考えていいんですか。

- 梅田国保年金課長 広域になったおかげと申しますか、かつて、基金については国保財政の赤字の補塡には使っては駄目ですよというようなことが条例上にありました。広域になるタイミングで、その条例を改正しまして、赤字でなくても補塡してもいいよと。すいません、もう1回言います。条例改正の前は赤字にならなければ基金を補塡に使っては駄目ですよということになっていたんですが、広域になるのに際しまして、赤字でなくても、保険料を下げるために補塡するのは大丈夫ですよという条例に改正しました。その結果、保険料を下げることができたという状況です。条例改正前は、赤字でなければ基金から補塡できなかったので、その間、剰余金のほうが、積み立てる額が多かったというところがありましたので、今のような基金の10億ちょっとというような額の積立てがあったのですが、広域以降は保険料を下げるために使っておりますので、その結果、基金が徐々に減っていっているというような状態です。
- 大井淳一朗委員長 全体的なことなんですが、今後、新型コロナウイルスの影響で、国保の保険料の収入が下がってくると思われるんですが、原課とすれば、この動向をどう見ているのかについて、大体見通しとか、ある程度ついていますか。
- 梅田国保年金課長 新型コロナウイルスで、今年度は自営業の方を中心に、かなり経済状況がよくないというふうに考えております。当然来年度の保険料につきましては、今年の収入状況、経済状況が反映されますので、保険料収入は減っていくものと考えております。ただ、それがどのぐらいの影響があるかというのは、税の情報が確定しないと、見当がつかないような状況です。どの程度ということはないんですけども、減るのは確実なので、来年につきましては保険料収入が減る分については、基金の投入額が増えようかというふうには予想しております。
- 大井淳一朗委員長 実際に離職者、社会保険から国民健康保険に変わる動向というか、移り変わりとか、そういった実態が分かる範囲でお答えできますか。コロナとは限らないでしょうけど。
- 伊藤国保年金課主査兼国保係長 離職者の方が、会社都合での離職の場合には、 非自発的な離職者ということで、保険料を多少減免でき、率等も変わっ てきます。非自発になっていらっしゃる該当の方が、会社都合で辞めら

れた方というのが、やはり昨年度に比べて若干多いかなというふうには 考えております。昨年度の同時期が62人だったのが、今年度75人に 同じ時期でなっています。8月までの時期なんですけれど、少し影響が あるのかなというふうには考えております。

- 杉本保喜委員 先ほどの報告で災害等の臨時特例補助金、要求額の30%ですね。これのいわゆる不足分というか、うちが要求したあとの70%というか、そういうところが今後、3波と言われるように、コロナの終息は見えないような状況にあるわけですよ。そういう中にあって、あなたのところは不足していたから、この分をまた充当しますよというような希望的観測はあるんですか。
- 伊藤国保年金課主査兼国保係長 国のほうからは、こちらの補助金のほうで、 実際の減免額の10分の6は見ますよということは決定をされていると ころです。不足分が生じているところは、そちらのほうで入ってくると いう予定ではあろうかと思うんですけれど、やはり国のほうもいろいろ お金の調整があると思いますので、今のところは、その金額が確定額で、 もし不足が生じた場合には、残り10分の4が調整交付金というもので 入ってきますので、その中に含まれて入ってくるのではなかろうかとい うようなことを県からは聞いております。
- 大井淳一朗委員長 よろしいですか。6ページ、7ページはよろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)8ページ、9ページの繰越金ですが、これに関する質疑はよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは質疑を打ち切ります。討論はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第107号、令和2年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

大井淳一朗委員長 全員賛成にて可決すべきものと決しました。続きまして議 案第111号、令和2年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予 算(第2回)についての説明を求めます。

- 石橋国保年金課課長補佐 それでは議案第111号、令和2年度山陽小野田市 後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について御説明します。今 回の補正の主なものは、令和元年度決算の歳計剰余金を調整するととも に、平成30年度税制改正に伴い、システム改修の必要が生じたこと等 によるものです。予算書の1ページをお願いします。歳入歳出とも99 万7,000円を追加し、総額を11億4,683万円とするものです。 それでは、歳出から御説明します。7ページ、8ページをお願いします。 上段、1款1項1目一般管理費につきましては、13節委託料を97万 9,000円増額しています。これは、平成30年度税制改正により、 基礎控除額及び給与控除額等が変更となったことに伴い、システムの改 修が必要となったことによる委託料の増額です。下段、2款1項1目後 期高齢者医療広域連合納付金は、金額の確定等に伴う予算調整として1 万8,000円を増額しております。歳出は以上です。続きまして、歳 入について御説明します。ページは戻っていただき、5ページ、6ペー ジをお願いします。上段、3款1項1目事務費等繰入金64万3,00 0円の増額は、歳出で御説明しました一般管理費の増額等に対応するも のです。下段、4款1項1目繰越金は、令和元年度決算認定を受けて7 4万1,000円を増額するものです。説明は以上です。御審査のほど よろしくお願いします。
- 大井淳一朗委員長 説明が終わりました。歳入歳出合わせて、皆さんの質疑を受けたいと思います。
- 松尾数則委員 どの特会でも何でもシステム改修委託料がある。これは何とかならないのか。全体的に何とかならんかなという気がしなくもないんですが、よく分からないんですが、難しいもんなんですか。例えば専門家を一人置くとか、そういう対応というのは難しいものなんですか。
- 石橋国保年金課課長補佐 国の制度改正に伴うもので、システムを改修しない と事務が進めにくいということがありますので、どうしてもシステムを 改修する必要が生じてくるということです。
- 松尾数則委員 委託料ということは、外注に出されるという意味なんですか。
- 石橋国保年金課課長補佐 システムの開発を行っている業者に委託するという

ことです。

大井淳一朗委員長 内部では難しいということか。

石橋国保年金課課長補佐 おっしゃるとおりです。

- 杉本保喜委員 そのシステム改修について、ちょっと私が聞いていて疑問に思ったのは、いわゆる相手の会社ですね。これは一括して全国的に引受けて、プログラムを作って、そして、それを当てはめていくというような作業なんですか。
- 石橋国保年金課課長補佐 開発している会社は全国でも多くの自治体が採用しているようなシステムを開発している会社で、国の制度改正に伴う内容でプログラムを改修するというような内容になっております。
- 杉本保喜委員 期間はどれぐらいですか。作業を始めるよ、終わったよ、一応 試行的なことをやると思うんですけれど、大体こういうシステムのレベ ルだと3日か4日ぐらいの話なんですか。
- 石橋国保年金課課長補佐 プログラムの開発につきましては3日か4日という ことではなくて、恐らく長い期間掛かると思います。そのプログラムを 開発した後に、システムに適用するような作業があります。今回の改修 につきましては3か月程度掛かるのではないかというふうに思っており ます。
- 大井淳一朗委員長 そのほか。歳入歳出併せて、よろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)質疑を打ち切ります。討論はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第11号、令和2年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

大井淳一朗委員長 全員賛成にて可決すべきものと決しました。ここで職員入替え、そして換気のため暫時休憩します。35分から再開します。

午前9時25分 休憩

午前9時35分 再開

大井淳一朗委員長 それでは委員会を再開します。議案第109号、令和2年 度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算(第4回)について、執行部 の説明を求めます。

麻野高齢福祉課長 それでは、議案第109号、介護保険特別会計の補正予算 (第4回)について、御説明します。10、11ページをお開きくださ い。まず、歳出につきましては、1款1項1目一般管理費、13節委託 料862万1,000円の増額は、令和2年度の介護報酬改定等に伴うシ ステム改修に要する委託料です。なお、システム改修に対する国庫補助 金206万2,000円の内示に伴い、一般財源から特定財源へ財源更正 を行います。次に2款1項1目介護サービス諸費と6項1目特定入所者 介護サービス等費につきましては、決算を見込んで介護給付費を減額す るものです。 4 款 1 項 1 目 基金積立金 1 億 4,6 1 0 万 5,0 0 0 円の増 額は、令和元年度における給付費等の精算に伴う剰余金を、介護給付費 準備基金に積み立てるものです。これにより、補正後の予算ベースでの 介護給付費準備基金の残高は6億2,258万6,519円となる見込み です。ページをめくっていただき、12、13ページ、5款1項3目償 還金5,689万2,000円の増額は、令和2年度における給付費等の 精算に伴い、国、県からの超過交付金を返還するための償還金です。こ の内訳としましては、介護給付費に係る国庫負担金が3,219万6,6 93円、県負担金が294万9,650円、地域支援事業費に係る国庫負 担金が1,408万3,166円、県負担金が766万1,937円となっ ております。続きまして、歳入を御説明します。6、7ページをお開き ください。歳入につきましては、3款1項1目介護給付費国庫負担金の 1,810万円の減額は、歳出で御説明しました給付費の補正による財源 調整で、3款2項1目調整交付金の介護給付費調整交付金491万1, 000円の減額は給付費の補正による調整です。4目保険者機能強化推 進交付金375万円の増額と、7目介護保険保険者努力支援交付金1, 038万8,000円は、内示に伴うものです。保険者機能強化推進交付 金は、高齢者の自立支援や重度化防止等の取組を支援するため、平成3

0年度から実施されているものです。介護保険保険者努力支援交付金は、 保険者機能強化推進交付金に加えて令和2年度から制度創設されたもの で、地域支援事業を充実して行う、高齢者の介護予防・健康づくりに必 要な取組に活用するものです。5目災害等臨時特例補助金61万3,00 0円と6目特別調整交付金41万円の増額は、新型コロナウイルス感染 症に係る保険料減免に対する財政措置で、申請額の6割分が災害等臨時 特例補助金、4割分が特別調整交付金で措置されます。8目事務費交付 金206万2,000円の増額は、先ほど歳出で説明しました令和2年度 の介護報酬改定等に係るシステム改修に対する国庫補助金の内示に伴う ものです。続きまして、4款1項1目介護給付費交付金2,565万円の 減額は、給付費の補正による調整。1枚めくっていただきまして、8、 9ページの5款1項1目介護給付費県負担金1,277万5,000円の 減額は、給付費の補正による調整。7款1項1目介護給付費繰入金1, 187万5,000円の減額は、給付費の補正に伴う調整。3目その他一 般会計繰入金460万6,000円の減額は、令和元年度決算の確定に伴 う事務費等繰入金などの精算によるものです。7款2項1目介護給付費 準備基金繰入金2,168万9,000円の減額は、給付費の補正の調整 に伴う財源調整によるものです。8款1項1目繰越金1億9,900万1, 000円の増額は、9月定例会で決算認定を頂きました令和元年度の繰 越金となります。結果、歳入歳出とも1億1,661万8,000円の増 額となり、予算総額は68億130万6,000円となりました。以上が この度の補正予算の内容となります。御審査のほどよろしくお願いしま す。

- 大井淳一朗委員長 説明をしていただきました。それではページを追って、皆 さんの質疑を受けたいと思います。10ページ、11ページの歳出から 入りたいと思います。10ページ、11ページの中で、皆さんの質疑が あれば受けたいと思います。
- 吉永美子委員 以前より御指摘させていただいてきました介護保険を使っての 住宅改修、限度額20万円までを、これまで山陽小野田市はずっと一旦 全部出していただいて、後で償還されるという形を続けてまいりました。 他市では、御自分の負担だけでいいというところを御指摘させていただ いて、何とか改善をと言ってきていたつもりなんですが、このシステム 改修という部分は、それが改善される内容が含まれているというふうに

取ってよろしいでしょうか。

- 藤永高齢福祉課介護保険係長 この度のシステム改修につきましては、住宅改修に係る改修というものではなくて、来年度4月以降の介護保険の制度 改正に伴う改修というものが主なものになります。住宅改修のシステム 改修につきましては、もう既に自治体クラウドの整備等の中で組み入れ ることになっておりまして、こちらについては4月以降に開始できるような形で準備を進めているところになります。
- 河﨑平男委員 国庫支出金の206万2,000円。内示があったと言われましたが、交付決定後に増える可能性はあるんですか。
- 藤永高齢福祉課介護保険係長 システム改修につきましては、現時点では見積りを取っている状態になりますので、これから国のほうでも細かい制度の改正内容等が示されることになります。万が一、金額が変わるという可能性もゼロではありませんが、現時点ではこの金額で確定という形では考えております。
- 大井淳一朗委員長 そのほか。よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) 続きまして12ページ、13ページです。積立金とか償還金ですが、特にないですか。(「はい」と呼ぶ者あり) 歳出は以上とします。歳入です。歳入のほうで私から1点、システム改修の質疑が出ておりましたが、さっきの後期高齢者とか、ほかのこととも絡むんですけれども、システム改修の内容によって、国庫補助のあるなしがあるんですが、今回のこれはあるんですが、その基準というのはどこにあるんでしょうか。
- 藤永高齢福祉課介護保険係長 介護保険につきましては、基本的にはシステム 改修が国の制度改正に伴うものということであれば、国庫補助の対象に 今まではなっております。それ以外の、例えば市の独自のカスタマイズ と申しますか、市の業務の軽減の中で改修を行うものについては、当然 国庫の補助等はありませんので、市単独で行うというケースはあります。 基本的にはそういった改修はなるべく少なくして、統一したシステムを 使うという目的が自治体クラウドのシステム利用という形になりますの で、現時点ではそのような形の市単独での改修はなるべく少なくなるよ うな形で対応しているところです。

- 大井淳一朗委員長 自治体クラウドで何市か同じメーカーを使っておるんですが、それを取り入れたことによって、システム改修の負担というのは幾分か軽くなったんでしょうか。
- 藤永高齢福祉課介護保険係長 自治体クラウドのメリットとして、まず一つあるのが、どうしても掛かってしまう経費としまして、システムのパッケージ利用費、これはどうしても掛かってきますが、パッケージを各市町にシステムの中に落とし込む作業というのが、これまでは各市町に数人のSEが張りついて、そして何日間か作業をするということにはなっていましたけれども、この自治体クラウドを導入することによって、それらのシステムへの適用作業というのが、統一した作業で行われることになりますので、作業に係る人件費部分、それから時間的な部分が軽減されているということを情報管理課からは聞いております。
- 吉永美子委員 この国庫補助金の中の今年度から創設されたとおっしゃっていた介護保険保険者努力支援交付金ですね。この交付金の金額の決め方。要は努力をしていることによって交付しますよということですよね。だから山陽小野田市はどういうところが認められて、この金額になったという金額の決め方も含めてお知らせいただけたら助かります。
- 荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 令和2年度から取り入れられることになった介護保険保険者努力支援交付金ですが、この交付金の額の決定については、決められた評価指標というものがございます。平成30年度から始まっております保険者機能強化推進交付金と同じ評価指標を用いているものですけれども、この中で、3点ほど大きく指標としては分かれていて、1点目がPDCAサイクル体制の構築。2点目として自立支援、重度化防止等に資する施策の推進。そして3点目に、介護保険運営の安定化に資する施策の推進。この3点で評価をされております。令和2年度の得点についてですけれども、御質問の介護保険保険者努力支援交付金につきましては、評価が高かったところといえば、自立支援、重度化防止に資する施策の推進というところの得点が、この三つのポイントの中では山陽小野田市は一番多く得点が取れていたところです。一方、PDCAサイクル体制の構築については、少しまだ努力が必要なのかなという結果になっているようでした。

- 吉永美子委員 具体的に評価が高かった自立支援というところで、山陽小野田 市はどういう事業が、このように評価されたんですか。
- 荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 介護予防の事業、例えば一般介護予防事業の取組であったりだとか、評価指標に関しては、この事業をやっていればということよりも、そういう体制が取れているかということなので、例えば住民運営通いの場で申しますと、住民運営通いの場をどの程度、高齢者の人数の割合からして何パーセントぐらいやっているかというようなもので、全国的な平均と比較をして、得点が配点されるというものになっております。
- 吉永美子委員 要は3点の評価が高ければ高いほど、この金額が上がるということでいいんですよね。交付金がね。ということでしょう。2番目は高得点ということで、努力が必要なPDCA、これを上げるためにどのような努力をしていかれるおつもりですか。
- 荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 現在、第8期の高齢者 福祉計画の策定中ですので、今回の結果を精査して、取組を推進してい きたいというふうに考えております。
- 大井淳一朗委員長 こういった計画を今作られていることなんですが、コロナ の影響で、そういった計画の内容とか、こういった交付金の中身も変わ ってくるんじゃないかと思うんですが、そういった変化とか、何か分か りますか。
- 荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 コロナによって計画をしていた事業が、結果、実施できなかったということも、ほかの自治体も含め、多数あるようです。今回の評価につきましては、その時点で実施をする計画だった、準備をしていたけれども、結果的に実施ができなくなったことに関しては、評価の対象とするということに、今年度はなっていたようです。来年度以降の評価指標については、まだ通知等ないので、確認はできておりません。

大井淳一朗委員長 今、第8期の計画なんですが、この計画の内容も変わるこ

とがあるんでしょうか。

- 荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 全体的な計画については、コロナの影響で何かをしないということは、今のところはなく、計画は計画として策定をしているところです。
- 松尾数則委員 ちょっと確かめておきたいんですけれど、国庫補助金、いろんな新しい制度が出てから、いろんな補助金が出ていますが、保険者機能、また介護保険保険者、保険者というのは、山陽小野田市と考えてよろしいんですか。それをちょっと確かめておきたかった。ほかの施設辺りは、該当しないということね。
- 藤永高齢福祉課介護保険係長 ここの保険者というのは、介護保険は各自治体 で運営するという形になりますので、保険者というのは自治体、市町と いう形になります。
- 河﨑平男委員 6ページですが、国庫補助金が1,231万2,000円ほど 補正で計上されていますが、これは事業費に対して、どのぐらいの割合 なんですか。

大井高齢福祉課主幹 0.18%です。

河﨑平男委員 これはあくまでも内示ということで理解してもいいんですか。

- 大井高齢福祉課主幹 今回ここの部分で計上している金額は内示の部分と、コロナの関係の減免の分に関しましては、まだ申請の段階で、国からは6割と4割でカウントするというふうには聞いておりますが、まだ決定通知が来たわけではありませんので、その分については内示が出ていませんが、恐らくそのとおりの内示になるとは思います。
- 水津治副委員長 6ページ、7ページの3款2項7目介護保険保険者努力支援 交付金のことなんですが、これは交付金ということで、この交付金をも って、具体的にこういった事業をするという使い方をしなければいけな い交付金なのかどうか、教えてください。

- 荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 介護保険保険者努力支援交付金につきましては、地域支援事業のうち、総合事業でありますとか、在宅医療介護推進事業など、使途は決まっているものです。
- 水津治副委員長 歳入にはあるんですが、今回の歳出にはそれはないんですが、 今後出るということですか。
- 大井高齢福祉課主幹 この度歳出に計上されていませんのは、当初予算で本来 計上すれば一番よかったんですが、予算編成時においては、この交付金 についての詳細が決まっておりませんでしたので、予算編成はゼロで計 上させていただいております。その関係で、その部分に充てることので きる事業につきまして、保険料で見ておりました。その分に今回充てら れますので、その分を差し引いて、保険料で使っておりますので、本来 保険料で使わなくてよかったものですので、その分を今回基金のほうに 積み立てるようにしております。
- 大井淳一朗委員長 そのほか、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)6ページ、7ページは以上とします。続きまして、8ページ、9ページですが、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは以上とします。質疑を打ち切ります。討論はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第109号、令和2年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算(第4回)について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

大井淳一朗委員長 全員賛成にて可決すべきものと決しました。少し時間を取ります。

(執行部入室)

大井淳一朗委員長 それでは続きまして、議案第122号、地方税法等の一部 を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につい て、執行部の説明を求めます。 麻野高齢福祉課長 議案第122号、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明します。今回の改正は、9月定例市議会において税務課が同内容の議案を提出し、議決を頂いているところですが、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、当該事項を規定している条例3本について整理を行うものであります。内容としましては、延滞金の割合の名称「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」等に改称されることに伴い、山陽小野田市国民健康保険条例、山陽小野田市介護保険条例及び山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の3本の条例において所要の改正を行うものであります。第1条が山陽小野田市国民健康保険条例、第2条が山陽小野田市介護保険条例、第3条が山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正になっております。なお、この一部改正条例の施行日は令和3年1月1日となっております。御審査のほど、よろしくお願いします。

大井淳一朗委員長 執行部の説明終わりました。皆さんの質疑をお求めます。 これは名称が変わったということなんですが、中身は特に変わってない ということでよろしいですか。一応確認のため聞きたいと思います。中 身は変わってないですね。名称だけの変更ということですね。

麻野高齢福祉課長 中身ではなく名称の変更に伴うものです。

大井淳一朗委員長 よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) それでは質疑を 打ち切ります。討論はございますか。(「なし」と呼ぶ者あり) それでは 採決に入ります。議案第122号、地方税法等の一部を改正する法律の 施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の委員の 挙手を求めます。

(替成者举手)

大井淳一朗委員長 全員賛成にて可決すべきものと決しました。それではここで休憩します。10時10分から再開します。

午前10時 休憩

午前10時10分 再開

- 大井淳一朗委員長 それでは委員会を再開します。議案第123号、山陽小野 田市笑顔でこころをつなぐ手話言語条例の制定について、執行部の説明 を求めます。
- 岡村障害福祉課長 議案第123号、山陽小野田市笑顔でこころをつなぐ手話 言語条例について、説明させていただきます。本条例は「手話が言語で ある」という認識の下、広く手話を普及し、ろう者の方への理解の促進 を図ることで、共生社会の実現を目指し制定するものです。この条例の 制定に向けて、附属機関である自立支援協議会をはじめ、障害者協議会、 意思疎通支援者の方や手話サークルの方など、当事者の方をはじめ、関 係団体や関係者の方へ、説明及び意見聴取を行っております。また6月 の1か月間パブリックコメントを実施しております。これまで、市とし ましても、聴覚障がいの方への手話通訳者の派遣や講演会などの市主催 事業に手話通訳者を配置、また手話を行う手話奉仕員の養成研修など、 手話に関係する事業を行ってきているところですが、この条例は、市と して手話に関する基本理念を表明するものです。前文では、この条例を 制定する背景、ろう者の方々にとっての手話の重要性、条例制定するこ との意義、目指す方向性について明記をしております。第1条の条例制 定の目的ですが、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解の促 進及び普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業所の 役割を明らかにし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのでき る共生社会の実現を目指すとしています。第3条に基本理念、第4条に 市の責務、第5条に市民及び事業所の役割を規定しております。また、 本条例の目的を実現するため、第6条に市が推進する施策について規定 をしております。以上が手話言語条例の説明です。御審査のほどよろし くお願いします。
- 大井淳一朗委員長 市執行部の説明が終わりました。この条例について、皆さんの質疑を受けたいと思いますが、その際に、条文に絡む場合は何条ということを示していただければと思います。
- 杉本保喜委員 10月8日付けで県のほうから条例として、山口県手話言語条例というのが出ていますけれども、これは御存じですよね。これをベー

スにうちの条例を作ったのか、その辺りはいかがですか。

- 岡村障害福祉課長 昨年の10月8日に県の条例の制定がされております。も ちろん県の条例も遵守させていただきながら、この条例を策定しており ます。
- 杉本保喜委員 県の条例を見ますと、ろう者及び手話関係者の役割というのが、 うたわれているんですよね。今から言うのは、うちの条例に何条という 形で設けられてないので、この辺りはどのようにお考えかということに なるんですけれど、それとあと、事業者の役割というのをうたっている んですよね、県の条例では。それから学校又は児童福祉施設の設置者の 役割も県のほうではうたっています。そういうようなことで、事業者の 役割の中にも手話の普及とか、手話の習得の機会の確保、財政上の措置 までうたっているわけですよ。うちのほうを見ると、財政上の措置まで うたってはいないですよね。その辺りはどのように考えておられるかと いうことなんですよね。うちの市のほうを見たときに、現実に今年9月 から2月まで、毎週火曜日19時から21時の間、入門編を社協がやり ますよというふうに出していますよね。うちの場合は入門編だけなんで すけど、ところがよそのほうは基礎課程までもやっているところがある んだけれど、軒並み今回のコロナで中止にしているんですよね。うちの 場合は、これの中止ですよというのがホームページにないんですよね。 その辺りはどうなっているかというような、いろいろそういうような疑 間が起こるんですけど、その辺りいかがですか。
- 岡村障害福祉課長 県の条例と市の条例というところで、県の条例は、手話の 普及及び習得の機会の確保を目的としております。市の今回の条例につ きましては、手話の理解の促進及び普及というところを目的としており ます。それによっての共生社会の実現というところです。県の条例につ きましては、この習得の機会の確保というところで、ろう者及び手話関 係者の役割であったりとかというところが記載をされておりますので、 市の条例としては、その辺は県の条例に倣うというところになろうかと 思います。財政上の措置につきましては、市の条例の中にも記載をして いるところです。市の役割の中に、第4条に財政の上の措置を記載して おります。また事業所の役割につきましても記載をしているところです。 今年度、養成講座のほうは、広報等でもお知らせをしておりますけれど

も、中止のことを広報でお知らせはしておりませんでしたけれども、コロナの影響もありまして、今年度は中止をさせていただいております。 申込者の方につきましては、個別に御連絡をさせていただいているところです。

- 河崎平男委員 この条例ができるに当たって、事業費はどのように、いつ頃予 算化されるんですか。
- 岡村障害福祉課長 現在、事務事業は検討しておりますけれども、3月議会で 新年度予算が決まれば、また新たな事業をというところを考えておりま す。
- 大井淳一朗委員長 今後の流れとすれば、まず推進方針を策定することになる と思うんですが、その後に財政上の措置とか、そういったことになるん でしょうか。今後の流れについて分かる範囲でお答えください。
- 岡村障害福祉課長 推進方針のほうにつきましても、また当事者の方や関係者 の方から意見を聞きながら立てていくこととはしておりますけれども、 条例を策定するに当たりましても、当事者の方、意思疎通支援者の方からも御意見を伺っているところでもありますので、その辺につきまして は、来年度の施策のほうにも少し反映させていきたいというふうには考えているところです。
- 吉永美子委員 やっと出てきたという感がありまして、昨年8月に委員会で常滑市に行かせていただいて、意見交換もさせていただいて、今出てきている条例の文章を見ると、かなり常滑市を参考にされたのかなというか、ほとんど言葉が一緒だったりとかしていて、委員会としては本当に視察に行ってきた意味がとてもあったんだろうかなというふうに自己満足しているところです。先ほど言われた財政措置が載ってないというところがあるんですけれども、それは今後していただくとして、今考えておられる今後の事業です。どういったことをしていこうという概要があれば教えていただきたく存じます。
- 岡村障害福祉課長 先ほども少し申し上げましたけれども、条例制定に当たって、ろう者の方とか意思疎通支援者の方から聞き取りを行っております。

その中では、まずは職員に手話の勉強をしてほしいですとか、小さい頃から手話に触れる機会があればいいとか、また手話通訳者の設置をしてほしいというような御意見を頂いているところです。これから関係機関とも協議を行っていくことにはなりますけれども、職員への研修であったりとか、現在もあいサポート研修の中には手話を学ぶ機会というのが少し含まれておりますけれども、こういった手話の内容を多く盛り込んだようなあいサポート研修も今後検討することとしております。また、広報とかホームページを通じて、手話に関する情報発信に努めて、理解の促進に努めていきたいというふうに考えております。

- 吉永美子委員 先ほど委員長からもありましたけど、方針ですよね。それをきちんと明記されるのは当たり前で、それが今後どのように出てくるのか。例えば常滑市の場合には、平成30年12月に条例が施行されて以降、翌月、年が明けてすぐに方針を制定されています。どの時期を目指して方針を策定されるのか、これが可決されたならば、すぐに作られるのか、その時期をお知らせください。
- 岡村障害福祉課長 現在、大まかなものというのは策定をしているところでは ありますけれども、また、その基になるものを意思疎通支援者の方等に も意見を頂きながら、今年度中の方針の策定を目指したいと思っており ます。
- 吉永美子委員 極力可決されたらならば、時期を逸することなく、方針は作っていただいて、進めていただきたいという思いを持っています。手話を職業とするという意味じゃなくて、小さい頃から手話というのは言語であるということを子どもたちに感じていただくというのは、とっても大事なことだと思いますが、この度のいろんな意見を聞いた中に教育委員会は入っていたのかどうか、まずお知らせください。
- 岡村障害福祉課長 自立支援協議会の委員の中には教育委員会の方がいらっしゃいます。ただ、全部の委員さんに個別ではなく、会議の中で意見を聞いたという形になりますので、教育委員会に直接意見を聞きに行ったというわけではございません。今後、事業を進めるに当たりましては、教育委員会の方とも協議を重ねていきたいというふうには考えております。

- 吉永美子委員 今後のこととして、子どもたちに興味を持っていただくという のは大変大事なことですが、そういう意味ではターゲットにすべき子ど も、どのように行っていかれるか、お聞かせください。
- 岡村障害福祉課長 今後の協議にはなりますけれども、あいサポート研修の中で、手話をメインとした研修会ということで、体験を交えたような研修を企画したいというふうに考えております。そこで子どもたちへ、手話は言語だという理解、そこから保護者の方へというような、広がっていくような理解の促進の普及というところも進めていきたいというふうに考えております。
- 吉永美子委員 是非子どもたちに向けて、この条例の大切さ、いわゆるなぜ作ったのかというところも含めて発信をしていただきたいと思うんですけども、そういう意味では、常滑市はたしか条例の子どもバージョンを作っておられますが、その辺の予定はいかがですか。
- 岡村障害福祉課長 条例の子どもバージョンといいますか、解説を含めたような内容を作って、それを分かりやすく説明できるようなものを策定しようというふうには考えております。
- 水津治副委員長 第6条の5項の下から4番目、協議の場、これを策定なり、変更する場合に協議の場を設けるということが書いてありますが、この協議の場というのが、協議会という名称等で、条文の中で制定するような協議会にするのか、その都度、関係者に集まってもらうのか、はっきりしたほうがいいかなという思いがあるんです。条文の中で、協議会を設置するとありますが、協議会に諮るというふうな体制といいますか、それが必要じゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。
- 岡村障害福祉課長 この協議の場といいますのが、今考えておりますのは、意思疎通支援者の方の交流会や、利用者の方の説明会というようなものを開催しているところです。そういったところであるとか、手話サークルとかというところでいろいろな意見を頂きながら、反映させていきたいとは考えております。協議会を立ち上げるということに関しましては、現在のところはあまり考えてはおりません。自立支援協議会でありますとか、障害者差別解消支援協議会というような協議会もありますので、

そういった中でも、取組についての意見というのを頂きたいというふうには考えております。

- 杉本保喜委員 先ほど県のほうの条例の話をしたんですけれど、この中の前文に、郷土の先人の志と行動力を受け継ぎという文言があるんですよ。うちは郷土の先人のうんぬんはないんですよね。なぜ私がこれにこだわるかというと、うちの山口県出身の長州ファイブのうちの一人の山尾庸三氏がろう学校を造った最初の人なんですよ。なぜそういうことが必要と感じたかというと、彼はもともと工学出身なんですけれど、イギリスの造船場に彼がしばらく行っているときに、ディベット打ちというダンダンと船をつなぐのに打つディベット数をもって給金を出すというようなシステムのために、職人さんたちが、鼓膜が悪くなる、難聴になるというのが分かっていながらやって、給付金を稼いでいた。そういう中で、この山尾庸三が、そういう難聴の人たちが手話でもって交流していた。それを見て、彼は必要だなと感じて、そういう行動に出たということがあるから、うちの山口県はむしろここに、前文にうたっておく必要があるんじゃないかなというふうにこだわったんですけれども、その辺りは、これを作るときにそういう話題が出ましたか。
- 岡村障害福祉課長 山口県で第1号となる萩市の手話言語条例の中には、その 方のお名前というのが前文に記載があります。本市の中ではそういった ような意見というのが全く出ませんでしたので、前文の中に盛り込むと いうことは今回しておりません。
- 杉本保喜委員 前文に今更もう盛り込むのはあれだということであれば、これ から子どもたちの入門編の辺りで、是非これを入れて、うちの山口県は よその県とは違う気持ちを持っているんだということをアピールすると、 習う側もまた違うだろうと思うんで、ひとつその辺りをよろしくお願い します。
- 吉永美子委員 これが可決されたならばですけども、いろんな事業をこれから 考えていかれると思うんですが、山陽小野田市、議会も含めてですけど、 あいサポート団体ということもございますが、進めていくという上で、 やはり常滑市みたいに手話通訳を市役所に設置というところは考えない のでしょうか。

- 岡村障害福祉課長 皆さんの御意見の中にも、手話通訳者の設置を望む声というのはとてもたくさんございます。担当課としましては、まだ確定しているわけではないですけれども、遠隔手話を現在のところ検討しているところです。これは、窓口にネット回線をつないで、タブレット端末を設置して、窓口での対応時にテレビ電話で、遠隔手話通訳センターにつないで、画面を通して手話通訳を行うというものです。手話通訳のオペレーターを介して、音声と手話でリアルタイムの会話ができるというようなものです。こういったところから少し進めていきたいというふうには考えているところです。
- 大井淳一朗委員長 そのほか、よろしいですか。参考までに県内の状況を教えてください。萩とうち以外。
- 岡村障害福祉課長 萩市と山口県、周南市が9月に「手話はいのち!周南市手話言語条例」を制定されております。宇部市はコミュニケーション支援 条例を制定されているところです。
- 大井淳一朗委員長 よろしいですか、皆さん。(「はい」と呼ぶ者あり) それでは質疑を打ち切ります。討論はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第123号、山陽 小野田市笑顔でこころをつなぐ手話言語条例の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

大井淳一朗委員長 全員賛成にて可決すべきものと決しました。職員入替えのため40分まで休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

大井淳一朗委員長 それでは委員会を再開します。議案第121号、山陽小野田市サッカー交流公園条例の制定について、執行部の説明を求めます。

- 石田文化スポーツ推進課長 それでは、議案第121号、山陽小野田市立サッ カー交流公園条例の制定について御説明します。この条例は令和3年4 月1日に、山口県立おのだサッカー交流公園が山口県から山陽小野田市 に移管されることに伴い、施設を設置する条例を制定するものです。お 手元にお配りしている資料に基づいて御説明します。この施設の名称は、 山陽小野田市立サッカー交流公園とし、スポーツ活動を通じて市民の交 流及び連携を促進し、市民の誰もが心身ともに健やかで暮らし、活力と 笑顔あふれるまちづくりに寄与することを目的として設置します。使用 料については、今年度、県が行う人工芝張替工事や照明設備更新等によ る利便性の向上や、今後、施設全体の継続的な維持管理等を行うに当た り、一定の料金収入確保の必要性等を考慮し設定しております。 1 時間 当たりの使用料としましては、サッカー場、これは天然芝グラウンドに なりますが、現行1、330円を1、950円に、多目的グラウンド、 これは人工芝グラウンドになりますが880円を1、300円に、照明 器具については、現行1,890円を1,000円としております。な お、会議室、個人使用、冷暖房設備、器具使用料についてはこれまでの 使用料を継続し、同額としております。また、減免・割増率については、 これまでの利用に影響を及ぼさないよう、原則として県有時の内容を継 続しながら、これまで設定のなかった市外使用における料金の割増率は 2倍と設定しております。条例の経過措置としましては、この条例の施 行の日の前日までに県の条例であります山口県スポーツ交流まちづくり 拠点施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条 例の相当規定によりなされたものとみなし、使用許可に係る料金につい ても、なお従前の例によるものとしております。以上、説明を終わりま す。御審査のほど、よろしくお願いします。
- 大井淳一朗委員長 説明が終わりました。参考資料も含めて、質疑をしていた だくと助かります。
- 河﨑平男委員 交流公園条例の制定について、数点ほどをお尋ねします。まず、 山陽小野田市民に対しての優遇措置はどうなんですか。
- 南部文化スポーツ推進課課長補佐 優遇措置につきまして、料金の面で一応値 上げという方向ではあるんですけれども、あわせて照明料金を値下げし

ております。料金設定についてなんですけども、市内利用と市外利用ということで分けております。市内利用については、例えば人工芝のグラウンドでいけば、現行880円で、改定案としては1,300円ですが、市民の皆さんについては1,300円を適用して、市外の方になりますと、この2倍の料金ということになります。ですから、市民の方については、市外の方よりは安く御利用いただけるものと考えております。

- 河﨑平男委員 2点目は、工期が11月から3月ぐらいだったですね。工期の中で、今まで使用していた団体は不都合を受けないか、それから、それに対してのフォローはできているんですか。
- 南部文化スポーツ推進課課長補佐 今回、工事に当たって、利用中止となりますというお知らせをさせていただいております。11月から3月の中旬まで使用ができないというお知らせはさせていただいているところです。当然これまでお使いいただいていた団体の方からは、いつから使えるようになるのかというお問合せは頂いているところで、一応3月中旬頃までは工事が掛かりますので、御利用はその後になりますという御説明をして、一応皆さん納得いただいている状況です。
- 河﨑平男委員 駐車場の台数が足りないということで、以前も一般質問等もありましたが、その改善策はどうですか。
- 石田文化スポーツ推進課長 サッカー交流公園の駐車場ですが、一般用、普通車として210台、バスが3台、車椅子用が5台、管理棟の近くのところの駐車場に10台設定されております。利用の状況が多いときには、確かに多少駐車場が使いづらいということもあろうかとは思いますが、現在この駐車場の増設等については、特段考えてはおりません。
- 河﨑平男委員 山口県から移管後、管理費の増減はあるんですか。
- 南部文化スポーツ推進課課長補佐 移管に当たって、費用が増えたことはありません。今回の料金設定に当たりましても、これまでに掛かった費用をベースとして、再算定させていただいておりますので、追加経費については特段予定していないところです。

- 河﨑平男委員 現在、使用者は1か月前に、朝9時ですかね、事務所の前に結構並んでいますよね。そういった中で、予約システムというか、そういうオンライン化はできないんですか。
- 南部文化スポーツ推進課課長補佐 予約システムの導入につきましては、山口県と広島県、2県と関係する15市ぐらいで、一律にシステムを導入するという話もあります。施設の利用に当たっては、それに乗るか乗らないかという全庁的な判断もあろうかと思いますので、そういった検討の中で、この施設についても対応を考えさせていただきたいと思っております。
- 大井淳一朗委員長 市はほかの施設も含めて、そういう予約システムはない状況なんですか。分かる範囲で。
- 石田文化スポーツ推進課長 現在のところ、予約システムの導入は全庁的にはしておりません。先ほど南部が説明しました、広域的な予約システムですが、今年の10月ぐらいから導入が始まっております。その辺りの利用状況、使いやすいのか使いにくいのかも調査をして、今後予約システムの導入が適当かどうかということについては検討したいというふうに思っております。
- 杉本保喜委員 気になるのはレノファとの競合。この辺りはどのようになるんですか。今までの県立と比べて、市立になった場合に、レノファとの状況はどういう格好になるんですか。
- 南部文化スポーツ推進課課長補佐 レノファの施設の利用についてということでよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) 現状としましては、レノファ山口は天然芝の利用を主にされているところです。最も市民の方の利用が多いのは人工芝のグラウンドということになっております。当面は利用希望をする施設が、それぞれニーズが違いますので、現在の利用形態をそのまま引き継いでいく方向で考えております。

杉本保喜委員 金銭的なところはどういう格好になるんですか。

大井淳一朗委員長 レノファが天然芝を使うときも同じ料金なのかということ

だと思うんですが。

- 南部文化スポーツ推進課課長補佐 レノファへの料金適用についてなんですけども、この条例でいきますと市外料金ということになろうかと思うんですけども、減免制度をこれから検討していく必要があろうかと思います。 当然レノファの方にも市政への協力をしっかりやっていただいている部分もありますので、そういったところを加味して、減免も検討せざるを得ないと考えております。
- 吉永美子委員 情報として頂いていたのが、ここの用途地域の見直しがされる とかされたとか、工業地域から準工業地域に見直しがあるというのは事 実ですか。
- 古川副市長 都市計画マスタープランを昨年作りまして、用途地域の見直しを しております。御指摘の地域は工業専用地域で、その辺りを御指摘の準 工業地域にということで、作業は進めております。
- 吉永美子委員 具体的にそうなってくると、サッカー交流公園自体の活用の仕 方なり、何か変わっていく、変化するのかどうか、それを見越していな のか、お聞かせください。
- 古川副市長 準工業地域になりますと、物品の販売とか、グッズの販売とか、 そういうことも可能になってきますので、幅広いレノファの活用と申し ますか、市民の方が来られて、満足して帰られるような形も取れるだろ うというふうに考えております。
- 吉永美子委員 結局、県の交流公園と言いながらも、現実には市が運営を任されてやってきましたが、山陽小野田市はいろんな施設を指定管理にしておりますけども、将来的には市の交流公園になった場合には、指定管理を視野に入れての運営になるんですか。
- 石田文化スポーツ推進課長 この交流公園ですが、指定管理制度も含めて、ど ういった形が一番適切かというのを今後検討して、導入を考えたいとい うふうに思っております。

- 大井淳一朗委員長 確認ですが、移管後の対応については当面直営ということ でしょうか。その中で指定管理にするかどうかを考えていくという意味 でよろしいでしょうか。
- 石田文化スポーツ推進課長 令和3年4月1日に移管を受けます。1年間につきましては直営での運営を考えております。直営で運営する間に検討をいるいろ重ねて、早ければ令和4年度からの導入を検討したいというふうに思っております。
- 吉永美子委員 文化会館がネーミングライツをしていますけども、やはり財源 を取るためには、ネーミングライツを進めることが大事ですが、交流公 園も、その辺も含めて考えておられるんでしょうか。
- 石田文化スポーツ推進課長 当然この施設については、ネーミングライツの導入が適当な施設というふうに原課では考えておりますので、ネーミングライツについても積極的に歳入確保に向けて取り組んでいきたいと思っております。
- 矢田松夫委員 指定管理者について私も聞こうと思ったんですけどね、当初から2年後には実施をするという話がもう出ているんですけれど、実際に令和4年から指定管理者制度に移行するということを今発言されたんですが、間違いないですか。
- 石田文化スポーツ推進課長 指定管理等の導入については、早ければ令和4年 度からの導入を検討しているところです。
- 矢田松夫委員 それはもう間違いないということで、物事が進むということで、 この場で、今日で確認していいんですね。
- 石田文化スポーツ推進課長 この施設の指定管理等の導入につきましては、庁 内の行革のプロジェクト会議等でも諮りまして、導入が適当かどうか検 討した上で、合意形成が図れたときに、最短で令和4年度というふうに 考えているところです。
- 矢田松夫委員 やるということには間違いないんですけど、そもそも言うと山

口県がお荷物じゃないけど、県内の公共施設の事務移管をしてもらう中で、山陽小野田市だけ、1か所だけ引き受けたんですよね。それの喉も渇かんうちに指定管理にするというのは、県の思うつぼにはまったというのか、私はそういうふうに見るんですけど、どうなんですか。まだ全然形も決まっていない、ようやっと条例を作ろうかというのに、令和4年に指定管理にするというのが、これは県議会で問題になるんじゃないかね。

- 古川副市長 県の施設のときも、うちが指定管理を受けていたような形になっていました。施設自体も指定管理の形態がある程度認知されていると思います。今後、来年4月に移管を受けた後の維持管理形態についても、1年間を掛けて、そういうような形が取れればということで、担当課長が答弁をさせていただいたということです。
- 矢田松夫委員 きちんとして責任持って、今みたいな回答して、結果として令和4年から指定管理になるのは、ちょっとびっくりこいたね。年間の維持管理費と費用対効果じゃないけど、この使用料でとんとんになることはないと思うんだけど、どんな計算していますか、シミュレーションはありますか。
- 南部文化スポーツ推進課課長補佐 年間の維持経費についてですけども、今までは、おおむね3,500万ぐらいが必要経費ということで考えております。これは実際、含まれているのが経常的経費、電気代とか需用費とか、そういったものに加えて、今は市の職員が配置されておりますが、人件費も加えまして、それから、今後の施設改修費も見込んで、おおよそ3,500万ぐらいが年間必要だろうという試算をしております。その試算に基づきまして、これを賄うために必要な料金が、今回設定したものということでお考えをいただければと思います。
- 矢田松夫委員 私が質問したのは、そういう維持費と収入がちょうどいいぐら いになるのかと聞いたんです。
- 南部文化スポーツ推進課課長補佐 ちょうどとんとんになるものというふうに、 今回の料金試算をさせていただいております。

- 矢田松夫委員 それから条例を見たり、よその条例と比較したりすると、12条のところに職員の指示に従わなければならないと書いてある。施設管理者となっているところもあるんだけど、何であそこを職員だけにしたんかね。職員というふうに限定したのか。職員はどこの誰かというのは、今だったら3人おられる方を職員というんだけど、どういうふうにして職員にしたのか、施設管理者との区分というか、よそはそういうふうになっているところもあるんですよ。
- 南部文化スポーツ推進課課長補佐 指定管理の指定管理者がというのが入らないということですか。
- 矢田松夫委員 指定管理者というのは令和4年からなるから、それはいいんだけど、職員の指示、職員という呼称を使ったのはなぜか。よその条例だったら施設管理者になっているところもあるんですよ。施設の管理者の指示に従えと。いわゆる代表者の指示に従えとなっている。職員というのは漠然としているから、何で職員という名前を使ったのかと聞いたんです。
- 南部文化スポーツ推進課課長補佐 その辺りの表現については、現行の体育施 設条例と合わせています。そういったことでそういう文言を使わせてい ただいております。
- 大井淳一朗委員長 市民館も指定管理を導入しておりますけれど、市民館というか、市民体育館かな。そこも同じように職員の指示という文言で対応 しているんですか。条文を知らないんで、別に問題ないということでよ ろしいですか。
- 南部文化スポーツ推進課課長補佐 同じ文言を使わせていただいております。
- 松尾数則委員 4条の第2項、市長は公用公益とありますが、公用公益はどういう概念でこういう表現なっていますか。何を頭に描いてこういう表現になっているのか教えてもらいたいなと思っています。
- 石田文化スポーツ推進課長 公用公益についてですが、公用といいますのは、 市が公の行事として使うものを公用というふうに考えていると思います。

- 公益につきましても、市民が利益を享受するような内容のものについて ということで、公用公益という文言を使わせていただいています。
- 松尾数則委員 例えば、市が使う目的で料金を取るなんてことは思いもしなかったんだけど、どういう場合がそういう状況になるんですか。
- 大井淳一朗委員長 市が主体となる場合は使用許可を受けたものではないと思うんですよね。これは一般市民だと思うんですが、いわゆる公的な団体とかが使うときに減免されるというのが4条2項だと思うんですが、その減免の基準ですか、松尾委員が聞きたいことは。(発言する者あり) 松尾委員が言うには、公用、つまり市が使うときも料金を取るのかということですかね。
- 石田文化スポーツ推進課長 市が公用で使用するときには全額減免、全額免除 というふうに考えております。
- 大井淳一朗委員長 市が自分で使うので、別に減免じゃなくて、もともと掛からない。減免というのは、本当は掛かるけど、目的がこういうのだから減免というのかなと思ったんですが。
- 石田文化スポーツ推進課長 今回制定しておりますのは条例です。減免につき ましては、今後、規則の中で定めていきたいと考えています。
- 松尾数則委員 例えば老人会がグラウンドゴルフするとかいうときには、公用 とか公益の分類には入らないんですか。
- 大井淳一朗委員長 今までもグランドゴルフ大会とかしているんですけど、減 免を受けているかどうかは分からないんですが、それも含めて、今後ど うなるのか。
- 石田文化スポーツ推進課長 先ほど申し上げましたように規則の中で、減免に ついては定めていく予定としておりますが、今言われましたグラウンド ゴルフ、利用される団体がどのような団体になるかによって、減免の適 用になるかならないかというのが決まってくると思います。

- 川崎市民部長 補足です。減免規定は課長が申しましたとおり、規則で基準を うたおうと思っております。その減免規定についてはこれまでの県施設 で適用しておりました減免規定を、できる限り引き継ぎたいと思っております。ただ、今までは市が公用で使う場合も2分の1減免ということで、半額払っていたんですけども、今度は市になりますので、市が公用で使用するときは、全額減免に変える予定としております。それ以外のものについては、今の県の減免規定を混乱が生じないように引き継ぎたいと思っております。
- 水津治副委員長 この条文の中にサッカー交流公園の中にあるクラブハウスの 関係の条文がないのはなぜでしょうか。
- 南部文化スポーツ推進課課長補佐 クラブハウスにつきましては、今回普通財産として、これまでどおりの設定で考えておりますので、今回の条例の中には記載の必要がないものと考えております。
- 水津治副委員長 そういった関係の中で、クラブハウスを利用しておられるレ ノファと市民の安全面というところです。安全面について、条文の中に 使用される方、市民の方、利用者と占有されている団体との関係という のは、条文として必要ないでしょうか。
- 石田文化スポーツ推進課長 このクラブハウスですが、常時広く公共の用に供するものではないというふうに現在考えています。レノファが主に占有されておりますので、そういった意味合いでも、行政財産でなく、普通財産として市が管理しており、特段条文の中に盛り込む必要はないというふうに考えております。
- 水津治副委員長 使用者なり市民の方が、レノファの関係から危険に及ぶこと があった場合は、その指導というのは、どういった形で考えておられる んでしょうか。
- 石田文化スポーツ推進課長 市民の方とレノファのほうでの安全面についてですが、それが具体的にどういうことを想定されているかというのが、なかなか分かりにくいところです。何か危険が生じるようなことが仮にあったとすれば、施設の管理者等と相談といいますか、協議をした上で、

注意や何らかの対応はしたいというふうには考えております。

- 水津治副委員長 レノファと使用者が、今後も良い関係でいくように、プロという方の集団と市民と、やっぱりいろいろ価値感なり、相違があると思うんですね。そういったところが、事故とかけがにつながらないような配慮が今後良い関係を続けるためには、交流公園の中にある占有の場所があるということは、非常にそういった面で良い関係を保つために必要と思うんで、是非今後も、もしそういった良い方策を取っていただきたいなと思います。
- 大井淳一朗委員長 一応参考までに、クラブハウスはあくまでも市の所有で、 レノファは賃貸借ということで、一定の使用料を払っているというとこ ろですね。クラブハウスまでに行くのに、車両の乗り入れとかはできる んですか。ちょっとそこを確認したいと思います。
- 川崎市民部長 一部をレノファが契約をしまして、専用で使用している部分があります。練習の際にはそこを重点的に使用するということで、例えば大きな荷物の搬入の場合に、そこのクラブハウスまで車を乗り入れる必要があります。これはレノファに限らず、その奥に倉庫もありますので、大きな大会のときとか、関係者が車を必要に応じて荷物の出し入れに乗り入れることはあります。ただ、それはあくまで荷物運びのために、一時的に安全なスピードで進入して、荷物の積み降ろしが済んだら、即座に駐車場に移動するということはやむを得ないということで許可しております。練習するときにはそういったことが回数的には増えているところですが、それに関しては十分に公園の利用者の安全に配慮して行っていただくように、レノファにも言っておりますし、ほかの団体にもそのように指導しております。今後もあそこを利用する方々が、団体も含めて、気持ち良く、良い方向で使えるように、指導には十分注意していきたいと思っております。
- 吉永美子委員 山陽小野田市立になれば、県にいろいろお伺いしなくても、いろんなことができるようになるわけですが、以前、本会議場で聞かせていただいて、他のサッカーチームの建物、チームというかサッカーをされているところの建物のことで取上げさせていただいて、是非と申し上げたエンブレムですね。この設置というのは、今後も、山陽小野田市立

になっても、していかないんでしょうか。以前の答弁を踏まえて、聞かせていただきます。要は、どこのあれだったか忘れたけど、本会議場で資料を出して、要はファンが来て、一緒に写真撮ったりするじゃないですか。そうするとエンブレムがあるわけですよ。そうするとすごくファンが絶対喜ぶんだけど、そういうものを当時取り上げさせていただいたことがあったんです。是非設置すべきじゃないかと。今のところは何か小さいのぐらいがあるみたいだけど、そういうことは、今後考えていかないんでしょうかとお聞きしているんです。

- 石田文化スポーツ推進課長 今後の参考にさせていただきたいというふうに思います。確かに公開練習等でファンの方が市外からも多くお見えになられております。市に施設が移管されて、今後活用等を検討する上で、今の意見を参考にさせていただいて、前向きに検討したいと思います。
- 吉永美子委員 それと第9条で、ちょっと意味が分からないんですけども、使用許可の取消し、要は1から5に反したというか、5は必要と認めるということですけども、反したら使用許可を取り消されるのは分かるんですが、使用許可の条件を変更というのはどういう意味ですか。
- 南部文化スポーツ推進課課長補佐 使用期間も含めて使用許可を出しますので、 例えば、使用期間が延びましたとか、そういったケースが想定されることもありますので、こういった条例を設定しております。
- 吉永美子委員 規則についてお聞きしようと思ったんですが、要は今の9条の(1)のところで、この条例に違反したときにはというのは当然分かるんですけど、この規則に違反というのは、どういう意味なのかということと、規則にいろいろ定めるんでしょうけれども、来年の4月1日から条例が力を持つということになれば、規則はいつまでに作られるのか、そこの2点お聞かせください。
- 南部文化スポーツ推進課課長補佐 規則をいつ頃定めるのかというところからですけども、移管が4月1日になりますので、それまでには制定させていただきたいと考えております。その規則ですが、体育施設条例にも規則もあって、それに似たような内容で、この施設自体の使用期間、1月4日から12月28日までが使えますとか、使用時間は6時半から午後

10時まで使えますとか、そういったものを定めたり、申請の方法や使用許可の手続とか、具体的な様式とか、そういったものを規則で定めたりする予定にしています。

矢田松夫委員 指定管理にこだわるんだけど、どうせ2年後には公営公設でい くんだけど、今度は民間委託なりますよね。なるんでしょう、2年後に は。さっき言われたから。指定管理者だから民間委託でしょう。違うん かね。民間委託やろ。うんとは言わんね。

大井淳一朗委員長 民間委託と指定管理は厳密には違う。

矢田松夫委員 似たようなもんじゃない。(「違うのは違う」と呼ぶ者あり) 今 は公設でしょう。それをはっきりして。

大井淳一朗委員長 矢田委員は決定事項と言われていますが、あくまでも検討 するということでしょう。恐らくそうなるだろうというぐらいの感じで。

矢田松夫委員 今は公設公営でやっていくんでしょう。

- 川崎市民部長 今は県の施設で、宇部市、美祢市、山陽小野田市の3者の運営協会に管理委託しているという状況です。来年4月からは、市の施設となって、市が直営で行います。直営している間に、今後指定管理が適当かどうか、するかしないかを検討するということで、まだ指定管理に出すかどうかを決定はしておりません。
- 矢田松夫委員 最初の回答と大分ニュアンスが、僕は何回も何回も言うから大 分変わってきて、いやいや、今から検討すると言って、さっきは令和4 年にほぼ100%入るような話をしとったけど、今度は今から検討する という話になったんやけど、それをはっきりしてくれと僕は言うんです よ。
- 川崎市民部長 変わっているつもりはありません。来年4月から市が直営で行います。直営で行っている間に指定管理を検討します。もし早くに検討が進んで、いろいろな合意が取れれば、早ければ令和4年度からの指定管理委託になる可能性もあるということです。変わっていません。

- 矢田松夫委員 管理の責任というか、管理そのものは市がやるんだけど、運営 は民間委託というかね、民間委託でしょう、民間がやるんでしょう、2 年後は。やったとしますよ、指定管理するとね。だから、そのことを僕 は言うんですよ。
- 石田文化スポーツ推進課長 私の説明の仕方で誤解を受けられたのであれば、 もう一度御説明します。令和3年4月1日に市に移管されます。令和3 年度につきましては、1年間直営で運営をしていく予定としております が、その1年間の間に指定管理制度が適しているのか、それ以外に方法 がないのかどうか、その辺りを検討して、早ければ令和4年度から指定 管理制度等の導入をしていく可能性がありますということになります。
- 大井淳一朗委員長 ただ指定管理を仮に検討段階で導入するにしても、ほかの体育施設を一緒にまとめてぽんというよりかは、別口で分けたほうがいいと思うんですが、その辺も含めて検討していただきたいことと、あと芝生の管理ですよね。芝生のキーパーというのはかなり特殊な業務なんですけれども、その業務と貸し館の業務を合わせると、おのずから業者が決まってしまうところもありますんで、その辺は分けるほうがいいのか、分けないほうがいいのかということも含めて、あくまでも要望ですけれども、もし指定管理されることがあるのであれば、検討していただければと思います。
- 吉永美子委員 2点お聞きします。まず山陽小野田市立となると看板を変更するんですよね。だから看板をどのように、やっぱり看板はとっても顔になるので、大事なので、やっぱり工夫をされることがとても大事と思います。看板の変更についての考え方、それともう一つ、避難所として有効性があるのかどうかというところを協議されるかどうか、この二つを聞かせください。
- 石田文化スポーツ推進課長 看板につきましては、まず道路の標識につきましては、県のほうで対応していく予定となっております。山陽小野田市立 サッカー交流公園となった場合の看板についてですが、これから、どう いうふうな形が適切か、検討して、対応したいと思っております。

- 古川副市長 もう1点目の避難所ですが、避難所とするには、畳の部屋があるとか、いろんな条件があります。あそこを避難所とするには、ちょっとそぐわないかなというふうには考えます。
- 吉永美子委員 考え方として広域避難所が今はたしか1か所しかない。特に山陽地区になかったと私は認識していますが、間違えていますかね。広域避難所としてとか、要は避難所としてどうなのかということは、検討をしていく余地があるのかという意味です。
- 川崎市民部長 避難所の指定については総務課の担当になりますので、そちら の考えが主になろうかと思います。サッカー場の担当部署として、その 辺りは関係課との協議になろうかと思います。
- 水津治副委員長 1面という表現について、ちょっと教えてほしいんですが、 1面という使用料ですね。別紙のほうでは天然芝で、多目的のほうの人 工芝の1面とか表現してあります。それから、この条文の別表の中にも 1面という言葉があるんですが、1面というのは、全体なのか、区切っ た部分なのか、教えてください。
- 南部文化スポーツ推進課課長補佐 1面につきましては区切った部分ということでお考えいただけたらと思います。現在、多目的広場はサッカーコートが2面ありまして、Aコート、Bコートとなっています。1面といった場合はAもしくはBのどちらかということでお考えいただけたらと思います。
- 水津治副委員長 全面使うということは2面を使うということで、掛ける2と いう考え方で料金的には理解していいですかね。
- 南部文化スポーツ推進課課長補佐 そのとおりの考えでよろしいかと思います。
- 大井淳一朗委員長 今グラウンド、特に人工芝のことが出ましたが、今後、市 に移管することによって、今まではどちらかというと、もちろんサッカ ー、それからグラウンドゴルフ等、芝に適した使い方なんですが、今後、 イベントとか、昔商工会議所青年部が花火をかなり限定された条件の中 でやったこともあるんですが、そうしたイベント等も活用については、

市としてはどのような検討、イベント以外も含めて、多目的というぐらいですから、どのように考えておられるかについて。

- 南部文化スポーツ推進課課長補佐 今回この施設の条例を制定するに当たりまして、目的のところに体育施設よりも更に加えて、人との交流を生み出す施設という設定をさせていただいております。この施設は、委員長がおっしゃったようなイベント等も含めて、まちづくりに資するような形で運用をさせていただきたいという考えがあります。先ほどからお話が出ています指定管理なり、外部に委託したときも、そういったイベントの企画なども含めて、運営できるようなところも検討の中には入ってくるのかなと考えておりますので、そういった方向に行けるように、この施設の運営を考えていきたいと思っております。
- 大井淳一朗委員長 そのほか、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) それでは、質疑を打ち切ります。討論はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第121号、山陽小野田市サッカー交流公園条例の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

大井淳一朗委員長 全員賛成にて可決すべきものと決しました。それでは35 分まで職員入替えのため休憩とします。

午前11時25分 休憩

午前11時35分 再開

- 大井淳一朗委員長 それでは委員会を再開します。続きまして、審査内容の9 番に入りたいと思います。山陽小野田市障害者支援施設等の指定管理者 の指定についての説明を求めます。
- 岡村障害福祉課長 議案第130号の山陽小野田市障害者支援施設等の指定管理者の指定について御説明します。現在、市が条例設置しております指定障害者支援施設みつば園、指定障害福祉サービス事業所まつば園、の

ぞみ園及びなるみ園の4園につきましては、指定管理協定に基づき管理 運営を行っております。この指定管理期間が令和3年3月31日をもっ て満了するため、新たに令和3年4月1日から令和8年3月31日まで を指定期間として、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団を指定管 理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によ り議会の議決を求めるものです。それでは、本議案上程までの経緯につ いて御説明します。令和2年10月1日から10月30日までの期間で 指定管理者を募集しましたところ、1団体、社会福祉法人山陽小野田市 社会福祉事業団から応募がありました。選定委員につきましては、山陽 小野田市指定管理者選定委員会規程に従い、市職員3名と、あわせて公 募による審査員を令和2年10月1日から10月15日までの期間で募 集しましたが、公募が1名だったため、学識経験者2名を選出し、計6 名で審査を行いました。11月10日に開催しました選定委員会におき まして、36ページからの申請書類の内容と申請者からのプレゼンテー ション及び質疑応答により、指定管理者としてふさわしいかどうかを審 査し、採点を行いました。主に職員体制や収支状況、新型コロナウイル スに対する対応についての質疑が交わされました。 2ページから 4ペー ジまでの審査基準表に沿って審査した結果、異常値はなく、6名の審査 員の合計点の平均は1ページの審査集計表にあるとおり40.2点で、 指定管理者として適格かどうかの判断基準となる25点を上回る結果と なり、指定管理者の候補者として決定しました。指定の期間については、 施設の使用許可及び維持管理に関する業務に加え、事業の企画及び実施 に関する業務を行い、業務内容に一定の専門性が認められ、人材の育成 確保に時間を要する施設につきましてはおおむね5年を指定期間とする ことから、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とし ています。75ページから78ページは、指定管理表の算定について示 しております。障がい者の事業所であるみつば園、まつば園、のぞみ園 につきましては、どの施設におきましても、法定点検費用、修繕料を算 出し、また、みつば園におきましては入所施設であるため、厨房備品の リース料を含めた金額となっています。施設の老朽化に伴い、施設整備 の修繕料を増額し、みつば園につきましては非常通報装置の金額を新た に追加しております。また、令和2年度までは事務費がのぞみ園にのみ ついていましたが、その金額を3園で割っていることにより、のぞみ園 は減額となっていますが、他の2園が増額となっています。なるみ園に つきましては、人件費を実情に合わせて増額しておりますが、令和2年 度から定員を20人から10人に減らしたことにより、児童発達支援給付費の単価が上がり、結果、給付費が増額となりましたので、指定管理料は減額となっております。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いします。

- 大井淳一朗委員長 説明が終わりました。皆さんの質疑を受けたいと思いますが、詳細な資料を頂いておりますので、資料に基づいて質問される場合はページを示していただければと思います。
- 河崎平男委員 指定管理者制度については、民間のノウハウを活用というか、 そうした中で、どのぐらいの経費の節減効果があるか分かりますか。
- 岡村障害福祉課長 節減の効果というところまでは算定しておりません。老朽 化に伴って、修繕料とかが増えているという状況にはなっており、その 辺で消耗品等が増えているという状況にはあります。
- 河﨑平男委員 指定管理の制度は経費節減のためのものですよね。増えるというのはどういうことなんですか。もうずっと長年やってこられた中で、本来なら経費節減が目的だよね。経費が増えるというのは指定管理者制度に反するということじゃないんですか。
- 兼本福祉部長 指定管理というのは当然経費の節減もありますけれども、今、 出しております障害者支援施設等を指定管理しない場合、直営で全部しなければなりません。直営をしなければならないということは、資料に職員の数があったと思うんですけれども、おおむね60人から70人の直営で、それも専門職を市で雇用しなければ事業をやっていけない。そして、この事業団は県の認可を事業団として受けて、この事業をやっておられますので、直営で行うよりはかなりの経費の節減にはなっていると思います。また効率的な運営ができていると思います。
- 河﨑平男委員 だから、どのぐらいの節減効果があったかということですよ。 それは数的に分かるんじゃないんですか。
- 兼本福祉部長 人件費の試算については現在持っておりません。ただ、市が指 定管理料として払うのは、施設の維持管理料のみを見ておりますので、

そのほかのことは全部事業団の介護報酬、障害者の報酬で賄っておりますので、総額での比較表というのは現在持っておりません。

杉本保喜委員 1ページの中央福祉センターの指定管理者選定委員会の…

大井淳一朗委員長 今は事業団です。後ほど質問してください。

- 吉永美子委員 56ページかな。のぞみ園の事業実施計画の中で、感染症予防対策と書いてあって、具体的ではないですけど、先ほども報告のあった、どう予防対策に努めているかというところの質問がありましたとおっしゃっていたんですけども、のぞみ園さんは事業実施計画の中に、要は感染症予防対策にこのように努めていきますということを明記されているんですけども、ほかの3園はないような気がするんですが、この辺の扱いはどのようになっておりますか。明記されていないように思うんですけども、いかがですか。要は審査されるに当たりですね。
- 岡村障害福祉課長 ほかの施設におきましても、感染症予防対策には十分注意 して取り組まれているところです。この辺も審査会のほうで質問が出さ れているところですけれども、どこの施設も毎日の体調チェック、あと 消毒とか換気とかにも気を付けられ、できるだけ密を避けるようにもさ れています。みつば園さんにおきましては、入所施設であるため、面会 の制限もされているというような回答をされているところです。
- 吉永美子委員 やはりそうやって努力をされておられるんだから、計画の中に 全部ない中で、こうやってそれぞれやっていますなら分かるんだけど、 のぞみ園さんだけ出しておられるんですよね。そうするとここだけ一生 懸命やっているように見えてしまうんですよ。この辺は御指摘がなかっ たのかどうか。やはり私は頑張っているなら明記しておくべきだと思う んですが、その辺の御指摘はなかったんですか。
- 岡村障害福祉課長 実施計画書の記載の内容については、御指摘はありません でしたけれども、質問でそういった内容がありました。
- 杉本保喜委員 指定管理者の選定委員会の中で、最初の市民の平等な利用が確保されているものであるかという問いについて、審査員Cが5点を出し

ているんですよね。それから次の施設の効用を最大限に発揮させるものであるかという質問に対して、Cの方も14点、23点中14点というような数字を出しているんですけれど、審査をするときに、指定管理者の評価表というものを、審査員に提示しているのかどうかということなんですけれど、その辺りいかがですか。

- 岡村障害福祉課長 審査の基準表につきましては、2ページから4ページの中 に記載をしておりますけれども、事前に説明会もさせていただいて、説 明もさせていただいているという状況です。
- 杉本保喜委員 この指定管理者評価表というのは、ホームページにも提示されていますよね。ページ数でいうと67ページがみつば園、69がまつば園、のぞみ園が71、なるみ園が73という格好で出ているんですよ。これは審査のときに審査員にこれを提示しているのかどうかということを尋ねております。

岡村障害福祉課長 この評価表につきましては提示していません。

- 杉本保喜委員 アンケート等により利用者ニーズの把握に努めているかという質問に対して、それぞれの施設の記入がばらばらなんですよね。毎年、利用者満足度調査をしているとか、年に1回という括弧書きをしているところもあれば、なるみ園は非常に小さい、詳しくというかね、年に1回、児童の保護者それぞれにアンケートを出して、自己評価をホームページに公表、そのほか、卒園児に対しても保護者に対してアンケートを実施していますよというようなことも書いてあるんですよ。この評価表を見るときに思いで書いているようにしか思えない部分が多々あるんですけれど、ほかの項目にしても、この辺りの指導というのは、管理者がやっているのか、それとも行政がやっているのかということなんですが、その辺りいかがですか。記入要領というか。
- 岡村障害福祉課長 それぞれの施設で記入されます。管理者がというよりは施 設がそれぞれ記入をされています。
- 杉本保喜委員 私が言う管理者というのは、これを受けるのがあれでしょう。 いわゆる社協でしょう。社協が一括して見ているわけでしょう。各園別々

なの。

- 岡村障害福祉課長 社会福祉事業団の中で、各施設が一次評価をされております。二次評価を行政がしているという状況になります。
- 杉本保喜委員 特にこういう記入の仕方をしなさいという指導はないということよね。自由に書いていいと、自由記述という解釈でいいんですか。
- 岡村障害福祉課長 コメント欄等については自由に、それぞれの施設が書かれているものです。
- 吉永美子委員 以前、残念なことによその障害者施設数で事件があって、それからみつば園には防犯カメラが付きましたよね。防犯カメラについてはほかの園は必要ないのかというところが1点と、75ページで、みつば園さんは非常通報装置保守費用の追加というのは、どういう内容でしょうか。今の2点をお願いします。
- 岡村障害福祉課長 非常通報装置につきましては、みつば園はついている状況です。防犯カメラはみつば園だけが付いている状況でありますけれども、他の施設についても、要望としては上がってきているところもありますので、その辺は実施計画のほうでも上げていきたいというふうには考えているところです。それから、非常通報装置というのが緊急非常時にボタンを押すと、警察に直接通報できる防犯装置になるんですけれども、それを前回の指定管理期間の途中で付けましたので、その分、指定管理料の中に今度は含んで、園のほうで管理をしていただくという形を取っているという状況です。
- 吉永美子委員 防犯カメラと連動の分ですかね。カメラでおかしかったらビーと押す、変な人がいたら押すという。少なくともほかの園については要望も出ているということも踏まえて、進めていただきたいんですけれども、そういうカメラ以前の問題として、何かあったときには非常の何かボタンみたいなのは、ほかの園とかはあるんですか。どう助けを求めるという規則じゃないけど、そういったことがあるんでしょうか。学校とかはさすまたを置いたりとかして、どうのこうのというのがありましたですよね。何か決められたことがありますか。いざというときにどうい

うことをするのかということです。

- 兼本福祉部長 各園とも火災の避難訓練と同様に、不審者に対応する訓練を実施しているというふうに聞いております。
- 吉永美子委員 訓練をしているということは、何かがあったときに警察なり市 なりの連携ということは、きちんとできているということですね。
- 兼本福祉部長 そういうふうに認識しております。例えば市役所でも、そういった不審者が来た場合に、誰がどういう役割をするかというのはあらかじめ決めています。対応する人、警察に通報する人、守る人、逃がす人、そういうふうな訓練を実施しているというふうに聞いています。
- 矢田松夫委員 先ほどの河﨑委員の質問は非常に大事だと思うんです。部長も 答えられましたけど、基本的にこの議案は、この場で審議するのは、事 業団にこの四つの施設についてのモニタリングをしたと。その内容がずっとこの冊子に出ているけど、この内容を僕たちがチェックするんじゃなくて、事業団に任せたこの事業そのものが、市側からすれば例えば1 億円掛かると。しかしながら、事業団に任せたら7,000万ぐらい掛かったと。しかし、質の向上も維持していると。こういうことをチェックしないといけんのですよ。じゃないんですかね。であるならば、河﨑委員が言うように、本来市で直営したら幾らなのかというのは、数字をはっきり出さんといけんと思うんですよね。それが出ないのに、ただ単に事業団に任せたこの議案がいいですかということにならんと思うんですよ、私は。どうなんですか、やっぱり市側の経費というんか、これぐらい掛かるというのを出してもらわんと、どうなんですかね、その辺は。
- 兼本福祉部長 おっしゃることはごもっともと思います。この度の議案に関しましては、人件費等の試算はしておりませんので、資料としてお出しできるものはありませんけれども、もともとこの事業団というのが、障害者の方を支援するというところがないことから始まっております。そして、皆さんが就労したり入所したりするところを、民間が出ない間は、市が市の責任として設置してきたということがあります。そしてこの事業団というのは、社会福祉法に基づく事業団ではなくて、国の通知をもとに障害者の方を支援しなさいという形での法人を作っていて、現在も

運営をされているところです。数字が出てないので、ここでは何とも申し上げられませんけれども、より専門性の高い職員を雇用して、市独自ではできないサービスを実施しているというふうに考えておりますので、ひとえに金額のみで評価するのも難しいのではないかというふうに考えます。

- 矢田松夫委員 今の部長の回答であるならば、事業団に指定管理を任せるなら、 公募にするよりは、なぜ単独指定にせんのか。それはできるんでしょう。 今言ったことはもっともなんだけど、そう考えると、公募することない んですよ、民間でやるところはないんだから。指定管理をずっと単独指 定でやればいいんじゃないか。そういう制度もあるんだから。
- 兼本福祉部長 単独指定か公募かというお話だろうと思うんですけれども、市 が実施している指定管理の決まり事の中に単独指定できるものというの がすごく限定されております。その辺りのことを少し改正なりしなけれ ば、なかなか難しいのかなというふうに考えています。
- 矢田松夫委員 単独指定というのは、特殊とは言えませんが、民間でできない施設については、もうほとんどのところが単独指定されているので、私はそのほうがいいと思うんですよ。ただ、山陽小野田市が指定管理者制度について、そういうふうに導入していなければ、やっぱりやるべきだと思うんですよ。難しいんでしょう。実際公募してもおらんですよ、ずっと。僕も議員なってから、公募するけど、ほとんど事業団以外にはいないんですよ。それも検討してください。
- 大井淳一朗委員長 ただ、一方で単独指定も手法なんですけれども、やはり指定管理者というレールに乗せて、大切なのはいろんな委員が言われるモニタリングですよね。このモニタリングが形骸化してはいけないんですよね。ですから、そこの辺のチェックと、あと今回、審査員が6人いますが、選定委員会のメンバーはどんなメンバーなんですか。
- 岡村障害福祉課長 先ほども申しましたけども、行政が3名と公募が1名と学 識経験者が2名という形になっております。
- 大井淳一朗委員長 この審査が形骸化しているとは言いませんけれども、やは

り中には厳しい評価をされている方もいて、選定委員会の中では、いろんな意見が、外部からの意見も含めてあったと思うんですよね。そうした意見を踏まえて、事業団がきちっと指定管理できるような形にしていかなくてはいけないと思いますので、今後とも、モニタリングも充実させていただければと思います。また、矢田委員の言われる単独指定の手法も含めて、どのような形が一番良いのかをしっかり検討していただければと思います。

矢田松夫委員 今の人数でいいんかね。指定管理者選定委員会規程の中では、まだ増えておるような感じがするんじゃけど。ここだったらAからFしかおらんけど、規定からいうとまだ増えるんじゃない。本当はそういう中で切磋琢磨だけど、審査員を増やしてやるんじゃないのか。これだったら談合じゃないけど、例えばね、市の選定委員が4人としたら、あと2人。学識経験者3名以内で2人といったら、市民が入っているか、入っていないか分からんし、学識経験者が2名というのは、この中に入っているかどうなのかね。ちょっと正式にこの5人の内訳を言ってください。6人か。

大井淳一朗委員長 もう1回、改めてお願いします。

岡村障害福祉課長 市の職員が3名、公募委員が1名、学識経験者が2名です。

- 大井淳一朗委員長 今まではどちらかというと行政だけでやっていたのを、公 募を入れたり、学識経験者入れたり、違った観点から出ているというこ とは、前とは変わってきているなというふうには思います。
- 杉本保喜委員 1ページの審査集計表を見たときに、みんな平等に点数を与えられているわけですよね。そうしたときに、公募の委員と学識経験者の中で、学識経験者の学識がどのように生かされているのかなという疑問が起こるんですよ、平等な点数であればね。学識経験者というのは多分想像するところ、こういうような施設をよく見てきた人。それから経験者でしょうけれど、そういう人と、公募の委員、それから行政から出た人たちの知識の差、経験の差というのは、どういう形で補塡されていくのかなというふうに疑問が起こるわけなんですよね。毎回私はこの指定管理者の点数について疑問に思う部分が、これに限らず、ほかのところ

も感じるんですよね。その辺りのところを修正していくような、こういうようなところでこういうような会議をまずやって、そして現状の話をして、学識経験者から話を聞いてというようなことをやる必要があるのかどうかということなんですよね。その辺りはいかがなんですか。

- 兼本福祉部長 指定管理者の選定委員会に関しましては、全庁的な標準という ものを作っておりますので、各部署、所管ごとに選定委員会の在り方を 考えているわけではありません。その辺りは中心となっている部署と各 部との検討も必要ではないかというふうに考えますので、今後の課題と させてください。
- 大井淳一朗委員長 そのほか、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) それでは質疑を打ち切ります。討論はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第130号、山陽小野田市障害者支援施設等の指定管理者の指定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

大井淳一朗委員長 全員賛成にて可決すべきものと決しました。それでは午前 中は以上とします。1時から再開ということでお願いします。お疲れ様 でした。

午後0時5分	休憩
午後1時	再開

- 大井淳一朗委員長 それでは委員会を再開します。議案第115号、令和2年 度山陽小野田市病院事業会計補正予算(第2回)について、病院局の説 明を求めます。
- 矢賀病院事業管理者 御存じのように3月以降、新型コロナウイルス感染症の 影響を大きく受けていまして、病院の事業もそれに応じて変更されてお ります。9月に第1回の補正予算をここで審議していただいたんですが、 今回、再度審議していただくことになりました。大きな項目の一つは患

者数の異動があったということと、県から要請された新型コロナを感染者が出たときの空床補償です。空床を要請されましたので、入院患者が影響を受けたことということと、もう一つは、県の政策に協力したために、国県の補助金がかなり入ったということで、その補正をしております。それでは担当の者より説明します。

藤本病院局総務課主幹 それでは、議案第115号、令和2年度山陽小野田市 病院事業会計補正予算(第2回)について御説明します。まず、補正予 算書1ページを御覧ください。第2条の業務の予定量ですが、患者動向 を踏まえ、年間延べ入院患者数を822人減の6万503人に、一日平 均入院患者数を2人減の166人、年間延べ外来患者数を1,458人 増の8万9,667人に、一日平均外来患者数を6人増の369人に改 めました。また、主要な建設改良事業のうち器械及び備品費につきまし ては、所要の新型コロナ対策事業費を計上し4,590万1,000円 増の1億3,058万9,000円に改めました。第3条及び第4条に つきましては9ページから詳細を御説明いたします。それではまず9ペ ージの収益的収入を御覧ください。1項医業収益の1目1節入院収益で すが、この度補正予算を作成するに当たり、4月から9月までの上半期 6か月分の実績を参考にしましたが、山口県からの新型コロナウイルス 感染症患者受入れに係る病床確保要請などの影響もあり、9月補正時に 比べ入院患者見込数を下方修正する必要が生じたため、現時点で決算を 見込み、9月の補正予算と比較し、一日平均入院患者数を2人減の16 6人、病床稼働率77.1%に、一人一日当たりの入院単価を726円 減の3万9,340円とし、入院収益を7,683万8,000円減の 23億8,018万6,000円といたしました。次に2目1節外来収 益ですが、9月補正では4月から6月までの実績に基づき編成したため 低めに見積もっていたが、その後回復基調がみられ、予想以上に外来患 者が戻ってきたため現時点で決算を見込み、9月の補正予算と比較し、 一日平均外来患者数を6人増の369人に、一人一日当たりの外来単価 は当初予算と変わらず1万1,000円とし、外来収益を1,603万 8,000円増の9億8,633万7,000円といたしました。次に 3目その他医業収益中の1節室料差額収益ですが、入院患者減少に伴い、 個室利用率は補正第1回時の72.5%から補正第2回の今回は71. 7%に下がっていますが、実績を見ると税込み8,800円の特別個室 や金額の高い個室の利用率が上がっていたため、決算を見込み66万5,

000円の増額といたしました。次に3節受託検査収益ですが、新型コ ロナに係るPCR検査受託収入として535万7,000円を計上いた しました。次に、2項医業外収益の3目1節国・県補助金ですが、新型 コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金として1億1,376万 6,000円を増額いたしました。内訳としては入院協力医療機関とし て病床確保補償分、コロナ対策医療消耗備品や消耗品購入分などです。 以上の結果、1款病院事業収益は5,898万8,000円増額し、4 2億5,493万9,000円といたしました。続きまして、10ペー ジの収益的支出ですが、1項医業費用中2目材料費の1節と2節の薬品 費につきましては過去5年間の決算額を参考に、今回補正の入院収益の 減収幅等を勘案し、合わせて960万円の減額といたしました。3節検 査材料費では、PCR検査試薬代として1,200万円を増額いたしま した。5節その他材料費では、新型コロナの影響により検査検診用ゴム 手袋などが世界的に不足し、価格が高騰しているため、衛生手術材料を 1,500万円増額いたしました。7節医療消耗備品費では、新型コロ ナウイルス感染症緊急包括支援事業として医療消耗備品を1,621万 5,000円計上いたしました。3目経費の5節消耗品費では、新型コ ロナ対策事業として消耗品1,595万円を計上いたしました。次に、 病院の運営管理や提供される医療を第三者が評価し改善活動を行うこと により病院体制の一層の充実や医療の質の向上を図る病院機能評価を令 和4年2月に受審したいと考えています。このため17節委託料では、 病院機能評価の受審に当たって、現状診断の実施経費として94万6, 000円を計上いたしました。さらに19節手数料では、受審申込金と して50万円を計上いたしました。2項医業外費用については、材料費 や経費の増額に伴い4目雑支出及び5目消費税、合わせて513万3, 000円を増額いたしました。以上の結果、1款病院事業費用は、5, 662万5,000円増の46億9,416万円となりました。これら により、8ページの税抜き予定損益計算では、下から3行目、当年度純 損失として3億3,042万4,000円を見込み、一番下、9当年度 未処理欠損金、いわゆる年度末累積欠損金は35億8,634万7,0 00円となる見込みです。続きまして、11ページの資本的収支ですが、 まず下段の表、1款資本的支出のほうから御説明いたします。1項2目 1節医療器械について、新型コロナ対策機器購入費用として総額4,5 90万1,000円を増額いたしました。陰圧ビニールカバー付き車い す、空気清浄機、パーティションなどです。次に上段の表、1款資本的 収入について御説明いたします。4項1目1節医療機器等購入費補助金 につきましては、先ほど支出のところで御説明いたしました新型コロナ 対策機器購入費に対する補助金として、4,586万4,000円を増 額いたしました。補助率は10分の10です。この結果、1款資本的支 出は4,590万1,000円増額し、4億6,894万8,000円 となり、1款資本的収入は4,586万4,000円増額し、2億5, 606万4,000円となり、資本的収支の不足分2億1,288万4, 000円は内部留保資金等で補塡することといたしました。次に2ペー ジを御覧ください。補正予算最後は、第5条、債務負担行為の追加設定 であります。来年度病院機能評価を受審するに当たり、その受審料とし て総額220万円が必要となります。申込みは今年度行い、来年度受審 予定であるため、この度の補正では、先ほど御説明いたしました医業費 用の経費、手数料で受審申込金50万円を計上し、残りの170万円を 債務負担行為限度額として設定することといたしました。設定期間は令 和2年度から令和3年度となります。その他のページとして、3ページ には、先ほど詳しく御説明いたしました9ページ以下を目まで表記した 病院事業会計予算実施計画補正(第2回)を、4ページには補正後の予 定キャッシュ・フロー計算書を、5、6ページには予定貸借対照表、バ ランスシートを、そして7ページには注記、8ページには予定損益計算 書を載せています。ちなみに、資金不足の計算は、5、6ページの予定 貸借対照表、バランスシートから計算することができますが、この補正 後の予定貸借対照表から計算すると、5ページ中段、流動資産合計7億 3,345万2,000円から、6ページ中段、流動負債合計9億5, 003万9,000円から同ページ上段の企業債2億3,000万4, 000円を控除した7億2,003万5,000円を差し引くと、1, 341万7,000円のプラスとなり、資金不足は発生いたしません。 以上で、令和2年度病院事業会計補正予算(第2回)についての説明を 終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

大井淳一朗委員長 ページを追って見ていきたいと思います。まず1ページ、 2ページです。第1条はいいとして、第2条の業務の予定量です。主に 入院、外来の患者数で、入院患者については下方修正、外来については 上方修正という形ですが、皆さんのほうで、この第2条の業務の予定量 に絞って質疑を受けたいと思います。

- 吉永美子委員 先ほど外来の人数が増加をしたという御説明がありましたが、 コロナ禍の中にあって、増えた理由が分かれば教えてください。
- 矢賀病院事業管理者 当初の計画に比べて増えているわけではなくて、1回目の補正の段階と比べて増えているということです。第1回目の補正のときは、4月、5月の特に外来の落ち込みの数が著しかったために、それを基に、年間の外来のトータル患者数を計算したんですが、それから幾分か回復しておりまして、9月補正のときに予想したよりは、回復が早かったということです。年間を通して6人の増加ということにしております。
- 吉永美子委員 分かりました。それで今後、決算に向かっていく中で、現状と しては369人というところが精いっぱいという状況ということで思っ ておられるんでしょうか。
- 矢賀病院事業管理者 できるだけ努力して、少しでも増やすような努力はする つもりですけども、これまでの月別の外来患者数の変動の仕方を見ると、 平均的にはこれぐらいで落ち着くんじゃないかということです。 現在は 山陽小野田市でコロナは収まっていますけども、またクラスターが出る とか、この近隣で出るとかということになると減ると思いますし、また、 ずっと出なければ、今以上に回復する見込みもありますので、かなり流動的なものだというふうに思っています。
- 大井淳一朗委員長 毎年、この時期は入院も外来も増えていく傾向にあるんですけど、御存じのようにコロナ対策ということで手指消毒が徹底されて、かえってインフルエンザが減っているということを言われておりました。 実際そのような報道もなされておるんですが、インフルエンザがあまり増えないということを見越しての今回の調整ということで理解してよろしいでしょうか。この辺りはいかがですか。予定量の見込みです。
- 矢賀病院事業管理者 インフルエンザの影響までは考慮できていせん。あくまでも、昨年までの過去数年間の実績を基に計算しております。過去数年間はインフルエンザが流行しましたので、その分は少し、今年は差し引かれるかもしれないということです。

矢田松夫委員 この166人。この中に7階ですかね、包括ケア病棟を造った けど、この中に入っているんですか。

藤本病院局総務課主幹 7階の地域包括の患者も入っております。

矢田松夫委員 入っていれば、何人ですか。

大井淳一朗委員長 166人の中で、包括ケア病棟の割合が分かれば。

藤本病院局総務課主幹 そのうちの45人です。

- 矢田松夫委員 全体は55床だったですか。55のうち45は入るだろうというふうに見ているということですね。これは新しくできた分ですよね。 随分減ったなという感じがするんですが、そういう気はないですか。
- 國森病院局事務部長 随分減ったなということであれば、もともと180人を 今年度は想定しておりましたから、大幅に減少しているというのは事実 です。
- 大井淳一朗委員長 その180人の内訳はどうでしたか。地域包括ケア病棟は、 そのうち何人ですか。
- 藤本病院局総務課主幹 手元に当初予算時の資料がないんですが、たしか47 人ぐらいだったと思います。
- 大井淳一朗委員長 分かりました。そのほか、業務予定量、入院患者と外来。 医業収入のところでも、また質問していただければと思います。続きま して3条の収益的収支ですが、これにつきましては9、10ページで、 見ていきたいと思います。まず9ページの収益的収入です。こちらにつ いて、質疑を受けたいと思います。先ほどの業務予定量も関連して、聞 きたいことがあれば差し支えありませんので、お願いしたいと思います。
- 河﨑平男委員 国、県補助金が大幅に増えております。先ほど病床確保と言われましたが、病床確保は何床ほどやられておるんですか。

國森病院局事務部長 今回、県から要請が2回ありまして、ちょっと時期が違うんですけど、1回が4月21日から7月10日まで。もう1回は8月31日から10月31日でです。多くは2回目の8月31日から10月31日で22床ほど確保しております。病床確保要請がありました。

矢田松夫委員 当初は何床だったですか。今が22床ですよね。

- 國森病院局事務部長 当初は何も設定されていませんでした。患者数が増えてきて、市民病院として確保するように県からお願いがありました。空床確保ですから、全て受け入れるということではなく、22床を確保しておかないと入院に影響があるということで、22床確保しています。
- 矢田松夫委員 私の調査では、最初は3から4床ほど空けておけという県から の指導があったんじゃないですか。それから、日の出にクラスターも発 生したから、次は22床ぐらいというものがあったんですから、若干回 答が違うんですが、ちゃんと答えてください。
- 國森病院局事務部長 1回目の4月21日から7月10日は3床とプラス1床 使えない部屋があります。次が8月31日から10月31日は4床部屋 と、それに伴いグレーゾーンが出てきますので、使えない部屋がありま すので、そこについては22床ほど空床にしたということになります。
- 大井淳一朗委員長 その22床の確保の仕方ですよね。やはり性質上、区分けをきちっとしないといけないんですが、フロアごと空けたという形ですか。
- 國森病院局事務部長 22床ですからフロアごとではございません。55床ありますから、一部ゾーンを分けまして、4床プラス、グレーゾーンといいますか、そこについては空床で確保して、ほかは清潔ゾーンにして入院患者を受け入れたわけです。
- 大井淳一朗委員長 今55床と言われましたが、例の包括ケア病棟ですか。7 階ですか。
- 國森病院局事務部長 地域包括ケア病棟ではありません。急性期病棟です。

矢田松夫委員 大体1床当たり幾らの補償額なのか。それを最初に答えてくだ さい。

國森病院局事務部長 1床当たり5万2,000円です。

矢田松夫委員 8月からのが幾らですか。

國森病院局事務部長 同じく5万2,000円です。

- 矢田松夫委員 私の調査では7万1,000円になっているんですけど、その 差額というのは。大体5万2,000円は平常じゃないけど、ちょっと 空けといてくれよと。危険度が増したら、また同じ額で補償するよりは、 危険が増せば、単価が高くなるのが普通。逆に高くしろと本当は要求し ないといけんよね、市民病院が。どうなんですか、その辺は。
- 和氣病院局事務部次長 この5万2,000円については県から示された数字ですので、これが誤りであるかというと、そういうことではありません。 これが正しい金額になります。

矢田松夫委員 7万1,000円の説明をしないと。

- 和氣病院局事務部次長 7万1,000円という単価については把握しておりません。この件に関しましては5万2,000円というふうに把握しております。
- 矢田松夫委員 もう1回言うけど、本当はだんだんクラスターも発生して、危険度が増してきたわけよね。それほど需要が高くなるなら、普通言ったら、当初の5万2,000円よりも上げてくれというのは病院が県に言うべきもんじゃないんかね。
- 大井淳一朗委員長 ちょっとこの仕組みを教えてください。多分クラスターが発生して、3床から22床に増やしたということは分かるんですが、単価も変わってくるんですか。

- 國森病院局事務部長 変わりません。病院の性格によって、これは国の定めたもともとの単価で来ます。県が独自で決めたわけじゃありませんので、私どもの病院の性格からいったら5万2,000円ということになりました。実施主体が本来は国ですけど、県が実施主体で、県との折衝で5万2,000円ということで、当院の性格としては5万2,000円ということで決定されたわけです。
- 大井淳一朗委員長 7万というのは、もし受け入れた場合の話ですかね。そう いうのは分かりますか。
- 國森病院局事務部長 単価というのが、私どもにはもともと来ていない。レベルの高い病院については1床当たりの補償単価は違っています。もともと単価が違いますから、そういう病院というのは。5万2,000円では多分どこも受けないと思いますので。
- 矢田松夫委員 周りくどいんじゃなくて、僕が言うのは5万2,000円よりは、危険度が増したら7万1,000円を本来なら要求すべきもんじゃないかねと言うんですよ。そうですねと言ったら、それでいいんですよ。
- 國森病院局事務部長 そうですねという単価がありませんので、5万2,00 0円の単価しか、私どもには該当しないもんですから、それが7万1, 000円とか、それは難しい話だと思います。
- 矢賀病院事業管理者 細かい数字は分からないんですが、患者の重症度によって金額が違うんだろうというふうに思います。重症患者でICUに入るような患者は当然単価が高くなってくる。私どもの病院は、最初から7万1,000円だったかどうか分かりませんけど、その範ちゅうには最初から入っておりません。軽症患者を引き受けるということになっていますので、その7万1,000円をもらえるんじゃないかというふうに請求しても、もらえるようなものではないと思います。
- 大井淳一朗委員長 県からの要請で受け入れたのは、あくまでも軽症患者を想定した3床、後ほど22床になった。その単価が5万2,000円ということでよろしいですね。

- 矢田松夫委員 8月にクラスターが発生しましたよね、日の出地区で。それで空床率を高くしなさいという県の指導もあったと思うんですけれど、ほんとを言ったら、全国的にそういう国の要請、県の要請ならば、公的病院を含めた病院のほうは7万1,000円を要求すべきものというふうに私は理解しとったんだけど、管理者が言うと、要求したってもらえるものじゃないと、そんなこと言っても意味がないというような回答だったんですけど、それはそれでいいです。見解の相違ですから。私ももう1回調査します。私は金額まで言って、最初は5万2,000円から、そしてクラスターが発生したから、当然山陽小野田市民病院は7万1,000円もらう権利とは言えませんけど、そういう要求額を出してもいいんじゃないかなと思ったけど、そんなの出したって駄目だということを言われれば、それでおしまいね。
- 大井淳一朗委員長 ちょっと確認したいんですが、万が一のときのために受け 入れる用意をするための要請で、実際に受け入れたから7万1,000 円だとか、そういうことではないでしょう。ちょっとそこを整理してく ださい。
- 國森病院局事務部長 この制度は患者を受け入れた、受け入れないというのは非公表になっていますので、その辺は申し述べることはできませんけど、もともとこの病床確保は、最初は4月ですけど、4月については部屋が3床、1床は支障があるということで4床ほど認めてもらいました。8月は4床ですけど、多くの病院が引き受けておりまして、その危険が大体分かりまして、4床を確保するためには、周りのゾーンはグレーゾーンになってくるんで、そこは使えないということで、実際は4床ですけど、全体で空床は22床を県が認めたわけです。それについては単価が決まっておりまして、国からの単価で、正確には5万2,000円以内の単価ということで、5万2,000円の単価が決まったわけです。

大井淳一朗委員長 受け入れた場合、単価が変わることはありますか。

國森病院局事務部長 変わることはありません。受け入れた場合は診療報酬が 入ってきますので、使ったベッドは空床補償にはなりません。

大井淳一朗委員長 5万2,000円を下回る可能性もゼロじゃないね。

- 國森病院局事務部長 非公表になっていますので、何とも言えません。
- 松尾数則委員 単価が気になっているんですけど、ここでありますように1日 当たりの単価3万9,340円、随分下がっているような気がするんで す。この辺の理由はコロナと関係なく、何か理由があるんでしょうか。
- 國森病院局事務部長 この3万9,000円というのは前回の補正に比べて下がった単価ですけど、元年度に比べれば、元年度が3万6,000円から7,000円でしたから、地域包括をやって、全体的には単価は上がっております。4万円ぐらいを目標にしたんですが、ちょっと下回りましたけど、目標に近い数字かなとは思っております。
- 松尾数則委員 地域包括を入れたから下がったんかなと思ったが、そういうこととは関係ない話なんですね。続けて、病床稼働率が77.1ですが、少なくなったのかなという気がするんですが、この辺の理由を。
- 國森病院局事務部長 病床利用率については患者動向でお知らせしております。 今回のコロナウイルス感染症の影響によりまして、受診控えがありまして、全体的には落ちております。最初は180人を目標にしたわけですけど、1回目の補正でかなり落としたと思ったんですけど、それよりも今回また6人落としてしまいまして、結果的には、低い病床稼働率になったわけです。
- 水津治副委員長 コロナ対策の空床対策によって、気になるのが、室料差額収益が、高額な部屋の利用が増えたという説明がありましたが、私が懸念するのが、これによって、個室を使わなければいけない状況に陥った一般患者がおられたらいけんなということで、まず確認と、もう一つは、希望者が多かったということ、自ら選ばれたという、どちらか教えてください。
- 和氣病院局事務部次長 私どもの中では、個室を選ばざるを得なかったという ことは特に把握しておりません。金額の高い部屋ということなんですけ ど、個室を利用されるか、されないかを確認させていただきまして、幾 らの部屋に入られるかというのは、患者さんが選択されますので、それ

は患者さんの希望によって入っておられるということです。

水津治副委員長 確認です。コロナの影響により入院患者の負担が増えたという、コロナによって迷惑が掛かったということではないということで理解してよろしいですかね。

和氣病院局事務部次長 私どももそのように把握しております。

- 大井淳一朗委員長 11月1日から通常の体制に戻ったと本会議で答弁があったんですけど、今後、第3波が来て、うちもどうなるか分からない状況の中で、市民病院として、このコロナの患者の受入れについて、どのようなスタンスでいるかを確認したいんですが、あくまでも県からの要請を受けて、それに従った確保なのか、それとも、検査委託とかしておりますが、検査の結果、陽性が出た場合に、積極的に受け入れていくのか。もちろん感染対策は十分した上でなんですが、その辺りのスタンスについてお伺いしたいと思います。
- 矢賀病院事業管理者 病院単独で判断することはありません。仮に私どもの外来に通院されている患者で、陽性が出た場合、必ず保健所に相談して、どこで診るかというのを保健所に決めていただきます。そうしないと、仮に最初軽症だったとしまして、中等症になったとき、重症になったとき、責任を持って病床マネジメントをしてくれるのは県ですので、必ず県と相談して、県が市民病院で診てくださいと言われたら、それに応じて対応をするということです。県はフェーズによって、どこの病院からベッドを満たしていくかというのを決めています。それと地域性を考慮しながら、どこの病院に入院するか決めるものだというふうに思っております。
- 大井淳一朗委員長 PCR検査の委託料がありますけれども、大体どれぐらい 検体を検査すると想定されていますか。その根拠を教えてください。
- 藤本病院局総務課主幹主幹 受託検査収益のことですか。(「はい」と呼ぶ者あり) 内訳がございまして、高齢者のPCR検査委託、市の高齢福祉課の管轄になりますが、見込みなんですけども、1件当たり2万7,500円掛ける150件を想定しています。それともう一つは、今度は健康増

進課の管轄でありますけど、地域外来検査センターから当院に依頼があったものということで、1万5,400円掛ける80件を想定しております。

- 大井淳一朗委員長 この1万5,400円と2万7,500円の違いはどこに ありますか。
- 和氣病院局事務部次長 2万7,500円につきましては、検体採取から、その後の検査結果の対応までを含めた金額になっています。1万5,40 0円は検査のみを行った場合の金額となっております。
- 大井淳一朗委員長 9ページの収益的収入はよろしいですね。(「はい」と呼ぶ 者あり) それでは10ページの収益的支出。
- 矢田松夫委員 2目の材料費の上の1目の給与費というのは今回、変わらんのですか。補正はないんですか。何で出さなかったのか。一番大事なところですね。
- 大井淳一朗委員長 出さないというか、変更点だけです。
- 矢田松夫委員 働く人とか、医師とか、例えばコロナの最前線におる人ですね。 なぜ出さなかったのか。変更がなかったのか。
- 藤本病院局総務課主幹 給与費につきましては、変更はありますが、毎年3月 に人件費の補正を出しておりますので、今までの慣例に従って、12月 は給与費の議案提出を控えました。
- 矢田松夫委員 意味が分からん。補正するに値する額ではなかったと。そうい うルールの話じゃなくて、手続の話じゃなくて、今回の補正については、 さしたる金額もなかったという理解でいいんかね。
- 和氣病院局事務部次長 おっしゃるとおりです。
- 矢田松夫委員 だけどやっぱり今ね、コロナウイルスという状況の中で、入院 や外来を含めて、人数を変更しようかという、あるいは変更せざるを得

んようになった状況の中で、やっぱり人件費とか給与というのは変わってくると思うんですよね。変わってこないといけん、この4月以降。何もなかったというのが僕は不思議で、例えば、外来患者が少なくなれば、本来なら看護師の残業手当とか、本当は少なくなるんよね。それが増えたのか、少なくなったのかも分からんし、全然変わらんというのなら、さしたる金額の変更がなかったということになりますよね。それはどうなんですか。例えばの話よ。そういう看護師の人件費の関係。

- 和氣病院局事務部次長 確かに時間外につきましては、時間外で業務をしたことによって変わってくるわけなんですが、患者さんの状況などで変動の多いものです。ですから、今かなり減るとかいったことは、はっきり申し上げられない。人件費につきましては固定の人数で業務をしております。その全体がかなりボリュームとしては大きいわけなんですけど、それが例えば、入院患者さんが減ったから、職員が減るかというと、そういうわけではございませんので、そういった意味では全体の中でそんな大きな金額の変動が生じていると、現在のところは考えておりません。
- 矢田松夫委員 そうしたら支出の上の欄の病院の事業費ですよね。この数字は どうなんですか。それと1目の給与費と比較して、補正額というのはど うなんですか。大したことはないのか。そこから見ないと分からんよね。 次に出すまで数字が出てこんもん。これから説明してください。
- 大井淳一朗委員長 実際に人件費の動向は今どんな感じですか。コロナの影響を受けてかなり人件費が増えていったのか。それとも、矢田委員が言われるように、入院患者が減ったことによって、時間外とかも減っているのか、その辺りの傾向ですね。分かりますかね。
- 和氣病院局事務部次長 時間外につきましては全体の患者さんが減っているから、減っているかというと、そういうわけではありません。例えば、7月から地域包括の病棟を入れていますけど、それによって、ほかの病棟に、割と重症の患者さんが移るようになって、そちらの病棟では業務が忙しくなって、時間外が増えるという状況も発生しております。単純にコロナで入院患者が減ってきたから、時間外も同じように減っているというわけではありません。

矢田松夫委員 はっきり、ないならないで、そういう説明で最初言われたから、間違いないんだねと言ったら、そうですと、さっきの話じゃないが、言ってもらえたらいいんですよ。変動がない、さしたる変動はなかったと、そういうふうに言われましたら、そういうふうに理解します。さしたる変動がなかったと、補正するにも値する金額はなかったと、それはそれでいいですよ。でも、この次出すとき、大きな変化があったら私は言いますよ。何で今回出さなかったのかと。それで次に、今、ほんとにコロナにかかった方というはね。コロナにかかったんじゃないかなという人は診るんでしょう、疑いの方ね。そういう場合は、最初の手順というんか、医師と看護師が先に診るのか、先に看護師が対応するのか、どちらですか。

矢賀病院事業管理者 トリアージは看護師がやります。看護師はできるだけ事前に電話で連絡してくださいというようなことをアナウンスしておりまして、電話してくれる人は、こちらの都合のいい時間帯に来ていただくということになります。とは言いましても、いきなり風邪ですけど、なかなか治らないとか、そういう方も中にはやっぱりいらっしゃいます。そのときは入ってすぐ、看護師が詳しい問診を取りまして、それを基に医師が判断して、この方はこれぐらいの防護服でやろうというようなことを判断して、やっております。コロナの検査を行うかどうかというのは、医師の判断によるということでありまして、患者さんが希望したからできるというものでもありませんし、その状況で医師が判断するようになっております。

矢田松夫委員 例えば、最初に診る看護師をA子さんとしますよね。次に医師と看護師が診るのはA子さんじゃなくて、次の看護師、B子さんになるんですか。

矢賀病院事業管理者 違う看護師が診る場合もあります。

矢田松夫委員 基本的にどうなんですか。

矢賀病院事業管理者 そういうルールがきちんと決まっているかどうかは分かりませんけど、発熱患者の対応をする看護師は大体決まっていますので、 問診を取る人と診療の会場に当たる看護師は同じ人が多いんじゃないか なというふうに思います。

- 矢田松夫委員 現場の第一線に先生がおられるから、A子さんが最初に当たって、またA子さんだなということになっているんですか、B子さんじゃなくて。例えば私が、ちょっと頭が痛いし、臭いがないとかいって行くでしょう。ならA子さんに当たるでしょう。あなたこっちに来なさいといったときに、A子さんが連れていくのか、新しいB子さんとセットで先生が診てくれるのか、どうなんですか。
- 矢賀病院事業管理者 患者の状況にもよります。ほかに患者がいなければA子さんが引き続いてやるでしょうし、A子さんに別の患者が入ってきたということになったら、A子さんがそちらの患者のほうに移動して、代わりの看護師がそこにカバーに入るということもあり得ると思います。
- 矢田松夫委員 そういう場合はあれですかね、この前の決算書見ると、これは 特殊勤務手当なんですか。それともほかに何か手当てがあるんかね。和 気さんどうなんかね。これは特殊勤務手当ですか。
- 和氣病院局事務部次長 もう一度質問をお願いします。
- 矢田松夫委員 今、先生が説明されたんだけど、やっぱり普通の状態の患者と違うわけよね、目に見えんし、内臓のものじゃないし、コロナですから。 恐らく手当が付くと思うんよね。まずそっから聞こう。今A子さんとB 子さんの話をしたけど、それは手当が付くんかね。
- 和氣病院局事務部次長 これについては、国においては特殊勤務手当を創設しているところです。現在、病院局におきましては、労使間の交渉をしているという状況です。方向としては、導入するという方向なんですが、 内容につきまして、現在労使で交渉しているところです。
- 矢田松夫委員 まだついてないんじゃね、この特殊勤務手当というのは。国と 県との動向を見ながら、今後山陽小野田市市民病院もリスクの高い順に 応じて手当をしていくという気持ちですね。
- 矢賀病院事業管理者 そのとおりです。まだ支給はしておりませんけど、医療

職がどの程度のリスクがあるかということを考慮して、金額を国に準じた形で決めております。

- 矢田松夫委員 私の調査では、県が4,000円ですから、それに近い額を大体出そうかなという気持ちがあるということでいいんですかね。リスクの高い順でいくと、僕は4,000円に、県に値するぐらい、日の出の辺でクラスターが発生したから、そういう危険度が高いと思いますので、是非とも県に近い額というか、どうなんですかね。
- 和氣病院局事務部次長 手当につきましては総務省からも通知が出ておりまして、先ほど申し上げたように労使間の交渉により決定されるということはあるんですが、国の動向を踏まえて、適切に対応するようにお願いしますというふうに来ております。基本的に国のものをベースにしつつ、決めていくような形であろうかと考えております。
- 大井淳一朗委員長 機能評価については債務負担行為のところで聞いてもらったらいいと思います。続きまして11ページ、資本的収支、収入も支出も含めて。機器の購入なんですが10分の10と言われましたが、この数字が若干違う理由を教えてください。微々たるものですが。
- 藤本病院局総務課主幹 補助事業にはそれぞれ補助基準額というものがございまして、補助基準額以下の金額で購入すれば、入りと出が同額になるんですが、中には補助基準額を超えて購入するものも多少ございます。ということで、出と入りを見たときに、出が増えることはあります。この度は支出のほうが多少多かったはずです。これは幾つか備品を買う中で、補助基準額を超えてしまったものが少しあったということです。これはよくあることです。
- 大井淳一朗委員長 そのほか、皆さんのほうで、資本的収支ですね。いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)以上とします。第5条の債務負担行為です。 病院機能評価なんですが、これは以前、議会から指摘があったところですが、病院機能評価を採用するに至った経緯と、今後の流れを改めての説明になるかもしれませんが、これについてお答えください。

矢賀病院事業管理者 病院機能評価は、県内でも公的な病院はかなり多くの病

院が受けているということです。うちの病院でもこれまでも議論されたことがあるようですが、理由は、ほかに病院の移転とかいろいろやることがあったんだと思うんですけども、それで話が途中で止まっていました。山陽小野田市民病院に来て、外部と交わる機会が少ない病院だなというのを感じておりまして、第三者の目で、私たちがやっていることを判断していただいて、それを業務改善につなげていければいいかなというふうに考えております。来年が私の最終任期の4年目なんですけども、いろいろスタッフも変わりましたので、職員にも負担が掛かる事業なんで、本当に大変なところもあるんですけども、今のスタッフならできるかなというふうに感じて、提案してみました。やることにしました。

- 吉永美子委員 病院機能評価ということで、どう評価されるか、その後どう動くかということが出てくると思うんですが、このところで、県から来てくださっている、お名前は分からないけど、その方の、要はどういうふうに、病院機能評価をした結果をもってどう動くというところは、今のスタッフならできると言われたんですが、この方の力が発揮できるということですか。
- 矢賀病院事業管理者 今来ていただいている方とは、直接これは関係ございません。
- 吉永美子委員 今のスタッフならできるということで、その方の力も借りるというところもあるのかなと思ったんですけども、そうなってくると、今の方のおられることの意義ですね、どう変わってきているのかという。どれぐらいでしたかね、4月から来られたんでしたっけ。もう7か月とかたっていますが、状況はいかがですか。来られている意義ですよね。
- 矢賀病院事業管理者 彼の担当は主に経営に関する分析です。病院機能評価というのは、病院の全般に関する、医療に関することですから、良い医療ができているかどうか、また地域連携ができているかとか、いろいろな指標で病院全体の機能を見てもらう作業です。経営ももちろんその一部分ではありますが、それ以外の部分がかなり大きいというふうに思っています。

吉永美子委員 具体的に、この方が来られたことによって、こんなことができ

るようになったとか、何か具体的な答弁を頂けるとありがたいなと思って発言させていただいたわけですが。

- 國森病院局事務部長 中山という参与になります。5月に着任しまして、経営分析をかなりしていただきました。結果、今回経営分析の中から、この病院の改革案を提示していただいております。それを経営会議なり、運営調整会議で発表してもらって、これから改善にチームを作ってやっていこうと思っております。各項目の洗い出しとかをしていただいたわけです。
- 吉永美子委員 参与が来られていて、改革案を出してもらった。それを基に、 いろんなことしていく。その効果が出てくるのは、これから先というこ とですね。分かりました。
- 河﨑平男委員 病院経営の分析の参与ということでありますが、どんな効果が 出てきたんですか。それと、どのように経営に対し機能を発揮されてお るんですか。
- 國森病院局事務部長 効果は今からになると思うんですけど、同等の病院とか、 同じ公立病院、同じ規模とか、そういったものを分析してもらって、あ る程度項目の洗い出しをされています。収入面と支出面です。それにつ いて提示されましたので、こちらも検討チームを作って、一つ一つ潰し ていこうと思っています。要は検討していって、収益が上がったり、支 出が削減できたりするものについては、どんどん採用していこうと思っ ております。今その洗い出しが終わって、今から一つ一つこちらも潰し ていこうということになります。
- 河崎平男委員 経営分析、病院の組織のどこまで浸透しておるんですか。というのは、分析、洗い出しをされて、収入、支出面で検討している。上だけしか状況が見えないんですが、末端の皆さんに行き渡るような状況になるのが組織じゃないんですかね。どこまで浸透させるかが問題というか、課題になるんじゃないですかね。
- 國森病院局事務部長 下まで浸透させるというのは、大切なことでありまして、 経営会議で報告していますけど、経営会議だけじゃなくて、所属長に集

まってもらって、下まで浸透するように、運営調整会議も開いて、今回中山参与が来まして、中で分析の結果を発表しています。そういった中で、下まで浸透させております。今の経営改善と今回の病院機能評価ですが、病院機能評価は大きく、患者中心の医療の推進と医療の質の向上、もう一つのテーマとして、教育とか研修とか、そういった理念達成に向けた組織運営、これが大きな三つのテーマになっていますから、今の経営改善とはまた違う観点で、病院の評価を受けるために、みんなが今持っているものを改善していかなきゃいけない。一番良いのはその改善の過程です。みんなが自分で考えて改善していくという、そこが病院のバージョンアップにつながっていくものと期待しているところであります。

- 河﨑平男委員 機能評価を今後そういういろんな点についてやられる、病院の 事情等も話されて、評価されていくんですが、以前やった外部委託とい う分析の検証は生かされるんですか。
- 國森病院局事務部長 以前やったというのはトーマツですね。トーマツについては、支出についてはベンチマークとか共同購入、そういったものをトーマツから委託で教えてもらいまして、今生かされているところであります。トーマツと今回の病院機能評価は全く違います。
- 大井淳一朗委員長 病院機能評価についてはよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) そのほか財務 4 表、キャッシュ・フローとか、バランスシートとか、損益とか、個別注記表とか、その辺りはよろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あり) それでは質疑を打ち切ります。討論はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第115号、令和2年度山陽小野田市病院事業会計補正予算(第2回)について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

大井淳一朗委員長 全員賛成にて可決すべきものと決しました。所管事務調査ですけれども、10分ほど休憩します。

午後2時5分 休憩

午後2時15分 再開

8 所管事務調査 病院事業報告について (記録については所管事務調査分に記載)

午後2時45分 休憩

午後2時55分 再開

大井淳一朗委員長 それでは委員会を再開します。続きまして議案第131号、 山陽小野田市中央福祉センターの指定管理者の指定についての説明を求 めます。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 議案第131号について説明します。議案第131号は、山陽小野田市中央福祉センターの指定管理者の指定についてです。これは、山陽小野田市中央福祉センターの新たな指定期間であります令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間につきまして、広報やホームページにて指定管理者を公募したところ、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会、1団体から応募がありました。この応募者につきまして、公募の選定委員2名を含めた選定委員会で、選定基準に沿って審査した結果、選定基準を超えておりましたので、新たな指定期間の指定管理者を社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会としたいということで、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。なお、令和3年4月1日以降の指定管理料につきましては、一般会計第15回補正予算において債務負担行為補正として計上させていただいているところです。詳細につきましては、担当より説明させていただきます。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 それでは詳細について説明します。選定 委員会は山陽野田市指定管理者選定委員会規程に基づく選定委員で構成 され、今回は6名の選定委員により審査されました。委員につきまして は市職員4名と、令和2年10月1日から10月15日までの期間で募 集しましたところ、応募されました2名の公募委員です。選定委員は委 員会において、資料の19ページからの申請書類の内容と、申請者から のプレゼンテーション及び質疑応答により、指定管理者としてふさわし いかどうかを審査し、採点を行いました。選定委員会の中では主に利用 者の増加方法、人員配置、新型コロナウイルス感染症対策等につきまし て質疑が交わされました。2ページから5ページまでの審査基準表に沿 って審査した結果、異常値はなく、6名の審査員の合計点の平均は1ペ ージの審査基準表のとおり、50点満点中35.2点で、選定基準点の2 5点を上回る結果となり、指定管理者候補者として決定しました。指定 期間につきましては、施設の使用許可及び維持管理に関する業務が主た る施設についてはおおむね3年を指定期間とすることから、令和3年4 月1日から令和6年3月31日までの3年間としています。資料の29 ページに、指定管理料の算定について示しております。施設利用料金に ついては直近3か年の利用実績から、休館、風呂の休止期間を勘案して 算出しております。また、自主事業として、剃刀とタオルの販売を行っ ておりますので、こちらも施設利用料金と同様に算出しております。支 出につきましては、大きな変動の要因として清掃業務を委託したことに よる臨時職員の人件費1名分の減額と、委託料の増額となっております。 説明は以上です。

- 大井淳一朗委員長 執行部の説明が終わりました。皆さんの質疑を受けたいと 思います。
- 河崎平男委員 指定管理者制度について、民間のノウハウ、それから、経費節減を図るものでありますが、経費節減についての効果はどうなんですか。
- 須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 市が直営で行った場合と指定管理に出した場合についての比較と思いますが、市の直営した場合の算出については準備しておりませんので、この場でお示しすることができません。
- 河﨑平男委員 指定管理制度はそもそも経費節減を図ることですよね。そういう資料等は準備しとかんといけんのじゃないですか。
- 和西企画部次長兼企画課長 数字としては直営時、指定管理になる前の数字を持っておりまして、そのときが1,846万1,000円。令和元年度1,342万8,000円ということで、比較しますと約500万円の削減ということになっております。

河﨑平男委員 そういう資料で納得しました。

- 大井淳一朗委員長 この500万の差額は人件費だけですか、それともほかの ところもあるんですか。分かる範囲で。
- 和西企画部次長兼企画課長 直営時にどのような算定の仕方をしたのかは手元 にありませんので、申し訳ありません。
- 吉永美子委員 指定の期間なんですけれども、障害者支援施設等、また児童館の二つについては5年間でしたっけ。中央福祉センターについては3年間ということで、これは以前一般質問で取り上げたことがございますが、その際の答弁として、私の記憶が確かならば、専門性というところが御答弁であったように思っているんですけども、いずれにしてもここの主たる業務内容として、福祉活動の拠点として福祉事業などを実施するということで、決して専門性がないわけではないと思っているんですが、5年と3年の差を明確にお知らせいただけると助かります。
- 和西企画部次長兼企画課長 大ざっぱに区分しているところとしては、利用料 収入が発生するところについては3年、それ以外のところについては5 年というような分け方をしておるところです。

吉永美子委員 そうなると、ガラス未来館とかも全部3年ですか。

和西企画部次長兼企画課長 そのとおりです。

- 吉永美子委員 そうなると専門性があるかどうかというのは関係ないということですか。
- 和西企画部次長兼企画課長 未来館につきましては専門性等がありまして、単独指定の5年で実施していると思います。訂正させていただきます。
- 吉永美子委員 きららガラス未来館以外は、利用料が収入で入るところは3年 ということで全てなっているということですかね。なぜ利用料なら3年 なのか、逆に今度クエスチョンが出るんですけども。

- 和西企画部次長兼企画課長 若干補足させていただきます。指定管理マニュアルによりますと、3年の区分としては、施設の使用許可及び維持管理に関する業務が主たる公の施設。5年につきましては、一定の専門性、あるいは、5年程度の期間にしないと安定した運営が困難な公の施設ということになっております。
- 吉永美子委員 施設の維持管理が主と考えると、社会福祉協議会が現在指定管理としてやっていただいている中央福祉センターというところは、20ページを見ると、業務内容として、維持管理というだけではない。いろんなことをされていても専門性はないということですかね。何か私ちょっと疑問が取れないんですよ。そこの施設の貸し館業務だけだったら分かるんですよ。じゃなくて、いろんなことをされているでしょう。
- 岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 専門性ということですが、社会福祉協議会と してはいろいろな業務を、専門性を持ってやっていると思います。指定 管理者の部分につきましては、主な業務としては貸し館業務とのことで 指定管理をさせていただいておりますので、期間は3年ということにさ せていただいているところです。
- 吉永美子委員 ごめんなさい、そうすると20ページは、これは違うことも入れているということですか。中央福祉センターでは、いろんなことをされているので載っているのは分かるんですけども、ここになぜ主たる業務内容は、施設名は中央福祉センターですよ、団体名は確かに社協で、社協がいろんなことをしているのを載せておられるけど、中央福祉センターとしてこんなことしているという意味ではないということですよね、そうなってくると。
- 岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 ここにあります主たる業務内容、これにつきましては社会福祉協議会が行っておる主たる業務です。中央福祉センターの指定管理としては貸し館業務等の管理をしていただくということになります。
- 吉永美子委員 そうすると、この事業計画書というのは何の意味があるのかな。 中央福祉センターとしてこんなことしていますというのはどこに載って

いるんですかね、逆に。

- 岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 事業計画書の管理運営方針というのがあろうかと思います。施設の管理の方法とかが書かれていると思います。これを基に指定管理を行っていただくということになろうかと思っております。
- 吉永美子委員 ここの福祉センターで行っている事業の中には、今の20ページの上、主たる業務内容がどれも入ってきていないということですね。
- 岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 指定管理の中には入ってはおりません。あくまでも社会福祉協議会が行う業務として、主たる業務内容ということで挙げておりますが、これをもって指定管理をしていただくということではありません。
- 大井淳一朗委員長 中央福祉センターの管理運営業務は社協がやるんですけれ ども、同時に社協は社協の事業をこの場所でやっていますよね。賃料と か支払っているんですか。
- 岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 中央福祉センターの中に社会福祉協議会の事務所が入っております。あれは指定管理をしていただく場所ではありませんので、無償で社会福祉協議会に貸しております。そこで業務を行っていただいております。
- 杉本保喜委員 29ページの支出のところで、風呂の清掃業務を委託したことによる増額、いわゆる減額と増額とあるんですけれど、これはたまたまこの年度で交代というか、原因が出てきたということなのか、それとも何か業務のやり直しという、業務計画のやり方の中で削られたのか、その辺りはどうなんですか。
- 須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 前指定期間であります平成30年から令和2年の期間中に業務の見直しが行われまして、それまで2名を臨時職員として、清掃と管理ということで2名、臨時職員を配置しておりましたけれども、それを1名減らしまして、清掃については業務委託に出したということで聞いております。

- 杉本保喜委員 これから契約の中では、そういう環境の中でやっていけるということですね。
- 須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 今回の指定管理料の算定につきましては、 そこを加味して算出しております。
- 矢田松夫委員 さっき 5 0 0 万ぐらい削減されたと言ったんかいね。それとですね、1ページ目の評価の関係で、経費の削減が図られたかということで、全部1点になっているんですよね。中には変わった人で2点になっているんだけど、ほとんど1点に近いんですよね。どこの努力が足りなかったのか。23ページを見たら、予定計画表が出ているから、大体こういうところが足りなかったというのが一目瞭然、これで分かると思うんですが、そういう質問の仕方はいけんのかな。
- 岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 ほとんどの方が1点を付けているということですが、資料の5ページ目を御確認いただければと思います。4番の事業計画書等の内容が、施設の経費削減が図られているものがあるかという、5点満点の中に設問が2問あります。一つ目については、維持管理費の縮減と実現性、もう一つは指定期間中の提案数値ということで、2点と3点という点数の配分になっております。特にこの2番目、指定期間中の提案数値、上限額について90%未満、95%未満とかいうことです。これについて、私どもで提案しました上限額と同額で申請してきましたので、ここはゼロ点ということになってしまいます。既に5点のうち3点がないということになってしまいます。既に5点のうち3点がないということになっておろうかと思います。この設問につきまして、全員がゼロ点を付けるということがいいものかどうかというものもあります。かなり両方とも低い点数ですので、ここだけで経費の節減が図られたものかということは再度検討して、点数の配分については次回以降の基準を考えたいと思っているところです。
- 大井淳一朗委員長 市の提案額がどうかということですよね。ここがちょっと 高いと、高いか低いかはちょっと判断できないですけど、どうしてもそ の提案額よりは下げられない事情がどうしてもあるんでしょうね。その 辺の見直しを今言われたので、それも含めた形で、全員がゼロ点になら

ないような形で。

- 杉本保喜委員 9ページの募集要項の中に、応募において指定管理料が限度額を上回ることのないようにしてくださいとわざわざ明文しているんですよね。そういう明文がありながら、そういう結果になるのはちょっと合点がいかないところがあるんですけど。この辺りはどうなんですか。
- 岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 この言葉どおりなんですが、指定管理料の限度額を上回ることのないようにしてくださいということですので、上回らない金額で応募されたということです。1社が同額で出してきたということになります。
- 松尾数則委員 以前浴室が壊れたというんで、一般会計から出した予算の記憶 があるんですが、幾らまでは指定管理者が出しなさいというのがあると 思うんですが、どうですか。
- 須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 15ページからリスク分担表というものがありまして、16ページの一番上に経年劣化によるもので、1件50万円未満のものにつきましては指定管理者、それ以外のものにつきましては市が負担するということで分担しております。
- 大井淳一朗委員長 以前からリスク分担の問題があるんですが、社協だけ50万というのはどうかと。ほかは10万とか5万とかあるんですが、この辺の協議は今どんな状況ですか。
- 岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 この指定管理者制度が始まったときから、社会福祉協議会に管理を委託しておりますもので、リスク分担は当時から 50万円ということでやってきたところです。いろいろと設備等がありまして、10万という金額であれば、すぐに超えてしまうという言い方はおかしいんですが、結構お金が掛かってしまいますので、すぐ相談をされることもあります。その分を含めて、指定管理の中に修繕費も含めて計上しております。50万円以上だから市、50万円以下だから社協でと、基準はあるんですが、そこで線引きをしてやっているわけではありません。そんなに大きな修繕等がない年もあります。ということで、修繕料が余ったときには、向こうでやっていただきますし、また、50

万以下のものが何個かありますと、やはり超えますので、以下であって も、私どもに相談があったときには、しっかりと協議して、市で修繕を するということもあります。

松尾数則委員 あんまり言うと叱られてはいけないから。建物管理ということで、社協が管理しなくてはいけない建物はここだけじゃない。山陽のほうにもあるんですよね。山陽のほうの管理について、この中に項目でも一つあるかなと思ったら、どうも、ないみたいだから、難しいよね。

大井淳一朗委員長 山陽支所のことですか。

- 岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 以前にも、松尾委員とは話をさせていただい たことがあろうかと思います。山陽福祉会館のことであろうかと思って おります。土地、建物含めて、山陽小野田市社会福祉協議会のものです ので、市の範ちゅうにはないものと考えております。
- 松尾数則委員 合併する前は別々でしたけど、今は同じ目的で使っている。中 央福祉センターは手厚く保護されているような気がするんですが、山陽 のほうは、今後どうしていいか分からないというか、今回一緒になるん だから、あちらはもうなくしてしまおうと、そういうことの発想ではな いのかとちょっと心配しているもんですから。
- 岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 先ほどから申し上げているとおり、市の持ち 物ではありません。社会福祉協議会のほうでお考えいただくしかないの ではないかと私は思っております。
- 大井淳一朗委員長 これ言うと松尾さんに怒られるかもしれないけど、今度、 LABVで商工センターの跡地に建って、社協がそちらに移られた場合、 この指定管理の関係はどうなるんですか。はっきりしていないとは思い ますが。
- 和西企画部次長兼企画課長 LABVの共同事業体の設立に向けて、令和2年、 3年で取り組んでおります。3年度末までには共同事業体が立ち上がり まして、そこから共同事業体がどういう工程で進められるかどうかはま だ分からないところです。4年度以降は共同事業体が考えられることで

すが、仮に共同事業体のほうで、令和6年以降、7年ぐらいまで掛かるというようなことになりましたら、今の中央福祉センターがまだしばらくあるということですので、そのときは指定管理を再公募するか、期間が決まっておりますので、単独指定して社会福祉協議会にお願いするということになると思います。その辺りは二つの選択肢があるかなというふうに思います。

大井淳一朗委員長 そのほか、よろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あり) それでは質疑を打ち切ります。討論はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第131号、山陽小野田市中央福祉センターの指定管理者の指定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

大井淳一朗委員長 全員賛成にて可決すべきものと決しました。15時半から 再開します。

午後3時20分 休憩

午後3時30分 再開

大井淳一朗委員長 委員会を再開します。議案第132号、山陽小野田市の児 童館の指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

長井子育て支援課長 議案第132号、山陽小野田市の児童館の指定管理者の 指定について御説明します。現在、市が設置している山陽小野田市有帆 児童館、山陽小野田市高千帆児童館、山陽小野田市高泊児童館、山陽小 野田市小野田児童館、山陽小野田市須恵児童館、山陽小野田市赤崎児童 館、山陽小野田市本山児童館につきましては、指定管理協定に基づき管 理運営を行っております。この指定管理期間が令和3年3月31日をも って満了するため、新たに令和3年4月1日から令和8年3月31日ま でを指定期間として、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会に指定 管理者として管理を行わせることについて、地方自治法第244条の2 第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。それでは、 本議案上程までの経緯について御説明します。令和2年10月1日から 10月30日までの期間に指定管理者を募集したところ、1団体、社会 福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会から応募がありました。選定委員 につきましては、山陽小野田市指定管理者選定委員会規程に従い、公募 による選定委員を令和2年10月1日から10月15日までの期間で募 集いたしましたが応募者がなかったため、市職員4人と学識経験者2人 の計6人で審査しました。11月10日に開催した選定委員会において、 28ページからの申請書類の内容、申請者からのプレゼンテーション及 び質疑応答により、指定管理者としてふさわしいかどうかを審査し、採 点を行いました。主に緊急時の対応状況、事業計画内容、新型コロナウ イルス感染症対策、職員配置や事業収支の状況について質疑が交わされ ました。8ページから11ページまでの審査基準表に沿って審査した結 果、異常値はなく、6名の選定委員の合計点の平均は1ページから7ペ ージまでの審査集計表にあるとおり有帆児童館38.5点、高千帆児童 館38.3点、高泊児童館38.5点、小野田児童館38.3点、須恵 児童館38.5点、赤崎児童館38.5点、本山児童館38.5点で、 いずれも指定管理者として適格かどうかの判断基準となる25点を上回 る結果となり、指定管理者の候補者として決定しました。指定の期間に ついては、施設の使用許可及び維持管理に関する業務に加え事業の企画 及び実施に関する業務を行い、業務内容に一定の専門性が認められ、人 材の育成確保に時間を要する施設については、おおむね5年を指定期間 とすることから、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年 間を指定期間としています。318ページから323ページまでに指定 管理料の算定について示しております。人件費を実情に合わせて増額し たこと、リスク分担表の経年劣化による施設、設備の損傷に関して、指 定管理者の負担上限額を引き上げたことによる増額のほか、高泊児童館 については浄化槽くみ取り手数料の追加、本山児童館については草刈り 委託料を追加したため、7館いずれも前回より指定管理料限度額が増額 となっています。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしくお 願いします。

大井淳一朗委員長 説明が終わりました。資料ももらっていますので、資料に 基づいて質問される場合はページに沿って質問してください。

河﨑平男委員 児童館の指定管理者の制度について、経費の節減の効果はどう

なっているんですか。

和西企画部次長兼企画課長 全ての館をトータルした場合、直営時におきましては4,225万2,000円。令和元年度ベースになりますと、これが4,504万円ということで、こちらにつきましては279万円の増になっております。

大井淳一朗委員長 増になっている要因は。

- 和西企画部次長兼企画課長 直営時の数字から単純に十何年たっておりますので、人件費が上がってきているところがあり、このような数字になったのかと思います。
- 杉本保喜委員 審査集計表についてお尋ねします。4番目の、これは8点満点なんですが、どの施設も最高が5点なんですよ。これは何か大きな理由があるんでしょうか。
- 長井子育て支援課長 経費の縮減が図られているかという部分ですが、市が示しました指定管理料の上限額に近い額で出ておりますので、点数が低くなっております。その関係でここの部分の点数が低くなっていると思われます。
- 大井淳一朗委員長 さっきの中央福祉センターでも同じことがあったんですけど、市の提案の額が精査されているのかどうかということもありますので、同じことになると思いますが、提案額が向こうに沿ったものでなければ、どうしても低い評価になってしまいますので、本当に提案額が妥当なものかというのは、今一度精査してください。
- 杉本保喜委員 児童館は6年生まで預かると。(「児童クラブ」と呼ぶ者あり) ごめんなさい、勘違いです。
- 矢田松夫委員 何回見ても、ちょっとよう分からんのですけど、公募のときに、 7 館一括して管理するものというものがあるんですか。それとも7 館 別々に公募したのか。その辺はどうなんすか。

- 長井子育て支援課長 児童館7館は一括せずに別々で募集しております。
- 矢田松夫委員 たまたま今回、一括管理をしますよという社協のほうになった ということなんですね。本来なら、1館ずつ公募したんだけど、全部や りますよということになったという理解でいいんですか。
- 長井子育て支援課長 7館全て1社しか応募がなかったということです。
- 大井淳一朗委員長 今までもずっとそうなんですかね。確認です。
- 長井子育て支援課長 今までも、そのように記憶しております。公募が別々か ということですか。応募が1社しかないかということですか。
- 大井淳一朗委員長 公募です。矢田委員が7館別々に公募されたのかということで、多分7館全部別々にされていると。それは今までもそうだったのかということです。
- 岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 指定管理者制度が始まったときに、同じように社会福祉課におりましたもので、そのときの指定管理者のときも、児童館等については、個別に1館ずつ応募はしていただいておりました。たしか私の記憶が間違いでなければ、最初のとき、一つ事業所が、社会福祉協議会ではない事業所が応募されたこともあろうかと思います。ただ、指定に至ったのは社会福祉協議会だと思っています。
- 大井淳一朗委員長 ごめんなさい、私も勘違いしました。一括でやっていたか と思ったんで、ずっと社協が取っていたのかと思っておりました。
- 矢田松夫委員 よく分かった。それはどっかに書いてあるんかね。例えば個別 にするとか、結果として一括管理になったんだけど、何回見てもそれが ないから、質問したんです。
- 大井淳一朗委員長 読み取れないだけで、少なくとも一括で募集をするという ようには読み取れないんで、個別というふうに考えていただければと思 います。原課のほうで調べて、あれば教えてください。ほかの質問を受 けたいと思います。

- 吉永美子委員 317ページから始まって、人件費が全て、書き方として賃金、手当、社保料等を平成30年の積算時から実情に合わせて増額ということで、以前から問題になっていました支援員さんの賃金というところであって、今は賃金がこれだけということを市が出すことはないわけですが、どれぐらいの想定とかという、当然想定がなければ、金額出てこないと思いますので、想定はどのように考えておられるんでしょうか。賃金について。
- 野村子育で支援課主査兼保育係長 こちらの賃金につきましては、現在の指定 管理者が設定している賃金を基に計算をしております。具体的に申しま すと金額につきましては、一人当たり15万3,900円の月額、これ をもとに計算をしております。
- 吉永美子委員 ということは、1時間当たり幾らという計算で。以前は1時間 幾らとかという話が市から出ていましたよね。
- 野村子育て支援課主査兼保育係長 こちらは月額という形で計算をしております。
- 吉永美子委員 これはいつから月額。以前は月幾らで、それをもっと上げてということをやったことがありましたよね。資格があるなしの、免許があるとかないとかであれして、何かあったじゃないですか、時間給で、違いましたか。
- 野村子育て支援課主査兼保育係長 言われるのは児童クラブかと思われます。
- 吉永美子委員 ごめんなさい、一緒になっていました。15万3,900円というのは以前から変わらないですか。上がることなく、社会福祉協議会が考えているのは、これでずっと来ているんですか。
- 野村子育て支援課主査兼保育係長 現在の指定管理者の給料体系を基にしていますが、こちらも年々上がってきていますので、現在を基にして計算をしております。

- 吉永美子委員 先ほど委員から質疑で、新型コロナ対策をどうしているかというのがあったということですが、全く触れておられないように思います。 違いますか。 事業概要というか、 事業実施計画等、いわゆる出してこられている中にありますかね、言葉として。私が見付けきれていないのかもしれません。お願いします。
- 長井子育て支援課長 246ページをお開きください。そこに緊急時対応マニュアルがありまして、一番下のところに新型コロナウイルス感染症対策として、対策のことに触れております。
- 吉永美子委員 具体的に先ほどの障害者支援施設のように、具体的にこんなことというところがもっと具体的だったんですけど、要は児童館のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを準用し、対策を行うというと、ここには具体策が見えないんですが、説明いただくと助かります。
- 長井子育て支援課長 選定委員会でも同様の質問がありましたが、こちらのガイドラインに沿って対応しておられるということと、あと換気、それから手指消毒、利用者の方が密にならないようにということに加えて、利用者の方には、万が一コロナが発生したときのために名簿を提出していただいている、それから利用の前には、熱がないかどうか等の健康観察についてもお願いしているということです。
- 吉永美子委員 ソーシャルディスタンスとよく言うけれども、現実には、児童館で密にならないという距離というところ、保育園も同じような感じですけども、大変現実は難しいですよね、密にならない、距離を置くということ自体が。やはりある程度、児童館としては、今もされていると思うけど、今どういう形でされているんですか。どのように密にならないようにされているでしょうか。
- 長井子育て支援課長 児童館は児童クラブと違って、児童クラブのように決まった人数が来るというわけではありませんので、密にならないように、ソーシャルディスタンスが取れる範囲内での受入れを行っております。 児童館クラブの内容もコロナの影響がある前よりは、少し内容が変わってきております。

- 吉永美子委員 せっかくなので違う視点で聞かせていただくと、児童館を使っておられる赤ちゃんとかを持たれた親御さんが、夏休みとかになると児童クラブの人たちが来て、現実なかなか使えないといった声を市議会が出て行ったときに聞いています。こういった対策はどうされていますか。
- 長井子育て支援課長 それはコロナの感染も含めてということですか。(発言する者あり) クラブとの利用ですね。児童クラブが夏休み等はかなりの児童館の面積を占有しているという状況になっております。夏休み等は朝から児童クラブの子どもたちが行っている場合には、空きスペースを使っての相談になっていると思われます。
- 大井淳一朗委員長 実際に児童館の職員さんが児童クラブの運営をしているとか、逆もありますよね。その辺の実態はどうですか。
- 長井子育で支援課長 人数的には児童館は児童館に必要な職員の人数、児童クラブには児童クラブに必要な人数を配置していますが、やはり同じ建物におりますので、児童館職員が児童クラブを手伝うということは、若干あると思っております。
- 杉本保喜委員 私がさっき言いかけた児童クラブと児童館ですね。基本的には児童館のもののスタンスで行政が立っているようなふうに私は受け取ったんですけれど、現実数的に児童クラブの人数が増えてきているわけです。6年生まで見るというふうになってきている。使用率が非常に高くなるということを考えたときに、児童館を維持するのに、今までどおりの形でいいのかどうかというのは疑問が起こってくるんですけど、その辺りはどのようにお考えですか。
- 長井子育て支援課長 6年生まで受け入れている児童クラブは、児童クラブの 部屋の面積で受け入れられる人数で受け入れております。児童館のスペースがあるから6年生まで受け入れるというふうな考えは持っておりませんので、児童館のスペースが確保できるようになっておりますが、コロナの影響で、子どもたちもソーシャルディスタンスを取るようにということから、若干児童館のスペースを利用して、児童クラブを運営しているという側面はあります。

- 杉本保喜委員 もう一つ。私が今まで一般質問なんかでいつも言ってきているのは、指定管理者と行政と利用者と、この3者がウィン・ウィンの関係になるのが、指定管理制度がうまくいっているパターンだということ私は言ってきました。そういうスタンスで評価表を見るときに、特にこの児童館は、アンケート等による利用者ニーズの把握に努めているかという質問に対して、回答数が少ないとか、偏りがあるとかというような回答が出ているんですよね。これ一つを見ただけでも、行政側としてはどういうようなことをやればいいかというような疑問が起こってくると思うんですよね。その辺りは行政の立場として、どのようにこれを見ておられるかということなんですよ。
- 野村子育で支援課主査兼保育係長 指定管理者の評価表のところのアンケートのところだと思いますが、こちらにつきましては社会福祉協議会のほうで、一番利用者の多い7月から8月、夏休みの期間中に毎年アンケートを取っておられます。市がモニタリングするに当たり、アンケートの内容等を確認しますが、その中で実際に回答を得られたものを見ると、お子さんの意見が多いということで、一緒に連れて来られている保護者の意見等が少なく、アンケートをあまり回収していないというような状況がありましたので、ここは偏りがあるというようなモニタリングの評価をしております。こちらにつきましては社会福祉協議会にも、保護者の方からも広く意見を取るようにということで、毎年指導しているというところです。
- 矢田松夫委員 コロナ関係ですけど、保育所とかについては、コロナ対策で6 0万円、コロナ対策に何でも使っていいよと、何でもじゃないけど。児 童館はあったんですか。ちょっとお尋ねします。
- 長井子育て支援課長 児童館も同様に、50万円を上限とした補助が出ております。児童館ではなく児童クラブでした。失礼しました。
- 大井淳一朗委員長 児童館には出ていないということですね。
- 矢田松夫委員 児童クラブのを使っているということもあり得るということか。 例えば、検温機とか消毒とか。それを次に聞こうと思ったけど、出てないのか。コロナ対策はどうするのか。

- 長井子育て支援課長 その辺りは指定管理料の中で事業者にやっていただくことになっております。
- 矢田松夫委員 26ページの2のリスク分担表をずっと見ていくと、やっぱり そうなっているんだけど、指定管理料で払えとなっているんだけど、そ んなことにはならんだろう、コロナについては。どうなんですかね。少 しその辺を考えてあげないと、人件費なんかを抑えておられるような状 況ですけど。どうなんですかね。
- 長井子育て支援課長 コロナの影響については、やはり指定管理者に指定管理 料の中でということになります。
- 矢田松夫委員 第三者の行為から生じたもので、相手が特定できない。自分が 好き勝手にやったんじゃない。
- 長井子育て支援課長 今後コロナの影響が長引くようでしたら、また個別に指 定管理者と相談したいと思います。
- 大井淳一朗委員長 今のは施設の設備損傷だから、ちょっと該当しないかもしれません。課長が言われたように、今後の動向を見ながらやられるということです。
- 吉永美子委員 311ページからかな。指定管理者の評価表なんですが、ちょっと気になったのが、サービス履行の確認というところの各種報告書等は遅滞なく提出されたかというところが、全児童館が遅延や不備が多いとあるわけですが、これはちょっと問題かなと思うんですけども、この改善に向けては、社会福祉協議会はどのように努力をされているかというところをお聞きしたいんですが、全ての児童館がこの言葉が入っておりますが。
- 野村子育て支援課主査兼保育係長 こちらで遅延や不備が多いというふうにしたのは、社会福祉協議会が7館全て指定管理ということで受けていただいております。7館全て個別に報告書を本部に上げて、本部で取りまとめて、市に提出してくるということで、どうしてもちょっと遅くなって

きているというところがあって、こういった形での指摘をしております。 こちらも社会福祉協議会には速やかに、月例という形で毎月末終わった ら、次の月の初めには出していただくようにしていますが、速やかに提 出するようにということで指導しております。

- 吉永美子委員 この状況は社会福祉協議会が受けてからずっと続いているんで すか。
- 野村子育て支援課主査兼保育係長 こういった状況が多く見られるというところで、速やかに提出していただくようにということで話しております。
- 吉永美子委員 大事なことで、令和元年度だけではなく、その前から続いているんであれば、次の指定管理に指定された場合は、これが次のときには解決されますように努力をお願いします。
- 杉本保喜委員 同じく評価表のところで、サービス向上の中の一番下に利用者 サービスの向上を図る取組が行われているか。これは館同士で意見交換、 共有を行っているという回答が各館あるんですよね。これに行政は参加 しているんですか。

野村子育て支援課主査兼保育係長 市は参加しておりません。

大井淳一朗委員長 よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) それでは質疑を 打ち切ります。討論はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論な しと認めます。それでは議案第132号、山陽小野田市の児童館の指定 管理者の指定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

大井淳一朗委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。本日の委員会は 以上で終わります。

午後4時 散会

令和2年11月30日

民生福祉常任委員長 大井淳一朗